

平成 2 8 第 1 回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成 2 8 年 3 月 7 日 開会

平成 2 8 年 3 月 1 8 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成28年第1回奈井江町議会定例会

平成28年3月7日（月曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 報告第1号 第2次奈井江町健康づくり計画の策定について
- 第 6 議案第1号 平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第 7 議案第2号 平成27年度奈井江町国民健康保険会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第3号 平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第4号 平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第5号 平成27年度奈井江町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第6号 平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第7号 平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第23号 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画について
- 第14 議案第15号 奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 平成28年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第9号 平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第10号 平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第11号 平成28年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第12号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 議案第13号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について
- 議案第14号 平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について

出席議員（９名）

1 番	大 関 光 敏	2 番	竹 森 毅
3 番	遠 藤 共 子	4 番	石 川 正 人
5 番	三 浦 き み 子	6 番	森 岡 新 二
7 番	笹 木 利 律 子	8 番	大 矢 雅 史
9 番	森 山 務		

○ 欠席議員（０人）

○ 地方自治法第１２１条により出席した者の氏名（１６名）

町 長	北 良 治
副 町 長	三 本 英 司
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ふるさと振興参事	碓 井 直 樹
まちづくり課長	相 澤 公
くらしと財務課長	小 澤 克 則
おもいやり課長	馬 場 和 浩
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
まちなみ課長	大 津 一 由
健康ふれあい課長	小 澤 敏 博
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
くらしと財務課長補佐	秋 葉 秀 祐
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名（０名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
庶 務 主 幹	栗 山 ひろみ

(1 0 時 0 0 分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、平成 2 8 年奈井江町議会第 1 回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、1 番大関議員、8 番大矢議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

●議長

日程第 2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から 1 8 日までの 1 2 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から 1 8 日までの 1 2 日間に決定しました。

日程第 3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第３、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

２．議会運営委員会報告

（１０時０１分）

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、４番石川議員。

（議会運営委員長 登壇）

●４番

おはようございます。

本日の平成２８年第１回定例会までの議会運営委員会の開催報告を申し上げます。

開催日順に報告致します。

委員会開催日平成２８年１月１５日、調査事項は、議会運営について。調査内容は、

①議会懇談会についてです。

委員会開催日平成２８年２月８日、調査事項は、第１回臨時会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議についてです。

委員会開催日平成２８年３月１日、調査事項は、第１回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程（議案審議）について、②総括質問について、③町政一般質問について、④予算審査特別委員会の設置について、⑤請願、意見案、陳情等の取り扱いについて、⑥調査等について、⑦要請等について、⑧奈井江町議会運営基準の一部改正について、⑨民生委員推進会委員の推薦について、⑩社会福祉協議会理事の推薦についてです。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

３．委員会所管事務調査報告

（１０時０３分）

（まちづくり常任委員会）

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、３番遠藤議員。

（まちづくり常任委員長 登壇）

● 3 番

おはようございます。

それでは、第4回定例会におき付託されました調査事項について、調査を終了しておりますので、ご報告申し上げます。

委員会開催日1月25日、調査事項、調査第2号「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」町長、副町長、教育長、ふるさと振興参事、以下、各課の課長、係長の出席のもと、提出された資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容、1. 奈井江町人口ビジョン・総合戦略の策定経過について、2. 奈井江町人口ビジョン（案）について、3. 奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について、4. 総合戦略に係る新規施策について、5. 奈井江町「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（案）の全体像について、6. 奈井江版CCRC（生涯活躍のまち）構想戦略について、7. 町外通勤者等をターゲットにした移住・定住戦略について。

意見・要望と致しまして、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少の抑制、地域で住みよい環境の確保、活力ある社会の維持や、今後のまちづくりを推進する上で、人口ビジョン及び総合戦略の果たす役割は大きな意義があるといえる。

人口ビジョンでは、本町が目指す人口の将来展望において、出生率の向上と転入・転出の均衡を目標として、2060年には2,550人と推計されているが、国の政策と整合性を図るとともに、中長期的な視点に立ち、継続的な人口減少克服の取り組みが必要である。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口の将来展望を実現するために4つの基本目標が設定され、重要戦略として奈井江版CCRC構想戦略と移住・定住戦略が位置づけされた。

今後において、総合戦略に掲げた施策を着実に推進するとともに、PDCAサイクル等を通じた効果検証等を実施することによって、将来にわたり活力のある奈井江町の創生に向けて、施策の効果が高まるよう望むものである。

委員会開催日1月27日、調査事項、調査第1号「学校経営について（現地調査含む）」教育次長、教育支援係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討した。

調査内容、1. 奈井江小学校について、学校経営方針、児童数と教職員構成、平成27年度学校評価（職員、保護者、児童）、2. 奈井江中学校について、生徒数、教育目標（学校経営）、学校の様子、当面する課題、改善策、進路状況、校舎平面図、教職員一覧についてであります。

意見・要望と致しまして、小中学校においては、授業の工夫・改善や放課後指導などにより、基礎学力の定着がうかがえる。

児童・生徒の学校生活は落ち着いており、子どもの権利に関する条例を生かした、いじめ対策の取り組みなど、今後とも、保護者・地域に信頼される学校づくりを進めていきたい。

一方で、家庭学習の時間が少なく、ゲームや携帯電話・スマートフォンの利用時間が長いなどの課題が報告され、家庭学習や情報モラル教育について、小中学校・保護者・関係機関が更に連携した取り組みが望まれる。

学校側の理解をいただき、奈井江商業高校の視察を行った。

高校の生徒確保では、町の支援策の拡大と共に、高校と教育委員会の連携により、大きな成果を上げている。

学校では、生徒・教職員・保護者が一体となり、信頼される学校づくり、地域貢献など特徴ある取り組みが行われており、今後の活動にも大いに期待するものである。

委員会開催日2月3日、調査事項、調査第4号「障がい者自立支援について（現地調査含む）」おもいやり課長、福祉子育て支援主幹、福祉係長の出席を求め資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容、1. 障がい福祉サービス利用者の居住状況について、2. 訪問系・日中活動系サービス支給決定状況について、3. 計画相談の利用状況について、4. 自立支援医療認定の状況について、5. 補装具の給付決定状況について、6. 地域生活支援事業の利用状況について、7. 給付額の推移について、8. サービス種別毎の給付費推移について。

意見・要望と致しまして、今般、ないえ福祉会、児童発達支援・放課後等デイサービスひかり奈井江、北海道拓明興社のご理解をいただき、視察並びに関係者からの説明を受けた。

各施設では、法改正等に伴う新たなサービスへの移行、利用者の高齢化、施設の維持管理、地域とのつながりなど施設により様々な課題に取り組んでいる。

町独自の就労支援のための各事業において、更なる内容の検討を行い、支援体制の推進に努めていただきたい。

障がいのある人が安心して地域で暮らすために、おもいやりの障がい福祉条例、障がい者福祉計画等の着実な推進により、障がいへの理解はもとより、相談体制など引き続き必要な支援体制の取り組みに努めていただきたい。

委員会開催日2月18日、調査事項、調査第3号「町立国保病院の運営と病棟再編について（現地調査含む）」病院事務長、病院主幹、総務係長、医事係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討した。

調査内容、1. 病院の運営状況について、2. 奈井江町立国保病院経営健全化中期計画について、3. サービス付き高齢者向け住宅開設計画の概要（素案）について、4. 新公立病院改革プランの概要について。

意見・要望と致しまして、町立国保病院の運営状況では、患者数の減少や診療報酬改定の影響が懸念されるなど、地域医療を取り巻く現状が非常に厳しい中、新たな医療連携として中空知自治体病院との医療情報ネットワークシステム整備や病棟再編など、地域医療の一層の取り組みを望むものである。

後発医療品の利用割合が低い状況にある。その効能効果や医薬品管理、診療収益への影響等勘案しながら、患者からの要望や負担軽減に努めていただきたい。

経営健全化中期計画では、医師、看護・介護の適正配置、病棟再編や医療と介護の連携強化、地域医療の充実などの方針が示された。

病床数削減等により交付税措置の影響はあるが、町立病院の役割、機能を明確にすることで、地域に密着した運営とともに、町立病院のメリットを生かしながら更なる経営の健全化に努めていただきたい。

サービス付き高齢者向け住宅への転用では、町内外の関心も高く、１１月の入居開始予定に向けて、安心した住まいの提供のため、入居基準や既存施設の転用であることからセキュリティ対策、改修等の財源確保など更なる精査・検討を重ね、奈井江版ＣＣＲＣ構想と一体となった推進を期待するものである。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(１０時１３分)

●議長

広報常任委員長、５番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●５番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日１月８日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより（第２号）の誌面構成について、②議会中継について。

委員会開催日１月２２日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより（第２号）の校正について、②次号の誌面構成について。

委員会開催日１月２９日、調査事項、議会広報の編集について。調査内容、①議会だより（第２号）の校正について、②次号の誌面構成について。

この結果、２月１５日に議会だより２号を発行致しました。

以上、広報常任委員会の報告と致します。

４．例月出納定例検査報告

(１０時１５分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第４ 行政報告

(１０時１６分)

●議長

日程第４、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第１回定例会、大変ご苦労さまでございます。

平成２７年第４回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

ふるさと農政課関係でございますが、第１回ゆめぴりかコンテストにおきまして、最高金賞を受賞したことは、ご案内のとおりでございますが、１２月２２日、新砂川農業協同組合の杉本代表理事組合長ら、関係者１０名で北海道庁を訪れまして、高橋はるみ知事に対し、最高金賞受章の報告を行ったところでございます。

高橋知事からは、「おめでとうございます」「今後も、研鑽、切磋琢磨され、更に美味しいゆめぴりかになることを期待しています」とのコメントを頂いたところでございます。

次に、ふるさと商工課関係でございますが、１月３０日、ないえ冬まつりが開催されまして、商工会の皆さんを中心に致しまして、農協や町の職員も加わった実行委員会形式で、文化ホールや農協の多機能型交流スペースなど、駅前エリアを一体的に活用して、来場した約１，０００人の皆さん方が、真冬の１日を楽しんだところでございます。

また後日、ボーカリスト審査会の模様が、テレビのニュース番組でも大きく取り上げられまして、奈井江町のＰＲにも大きく寄与致したところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(１０時１８分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第1回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政報告と致しまして、2点につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、第1点目は、1月10日に開催をされました成人式でございます。

本年の該当者は、男女合わせまして54名でございます。

その内、42名の新成人が出席をされ、多数のご来賓のご臨席のもと、厳粛のうちに式典を挙行をさせていただきました。

その後、ミニコンサートを開催を致しまして、成人をお祝いしたところでございます。

第2点目は、報告書にはございませんが、2月29日、北海道教育委員会より、道立高校入試出願の最終発表がなされたところでございます。

奈井江中学校におきましても、3年生49名の生徒諸君が、私立高校を含めまして、16の高等学校の入学試験に臨んだところでございます。

生徒諸君全員が、希望に満ちた春を迎えられますよう、祈念するところでございます。

また、奈井江商業高等学校の出願状況につきましては、情報処理科、定員40名に対し36名、0.9倍の出願率となったところでございます。

今後とも、高校側との連携を図りながら、魅力ある学校づくりに支援をして参りたいと考えてございますので、町民各位並びに議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号の上程・報告・討論・採決

(10時20分)

●議長

日程第5、報告第1号「第2次奈井江町健康づくり計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

第1回定例会のご出席お疲れさまでございます。

まず1頁をお開き下さい。

報告第1号「第2次奈井江町健康づくり計画の策定について」

平成28年度から平成37年度までの10年間の第2次奈井江町健康づくり計画を策定したので、次のとおり報告する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

別冊でお配りをしております概要について、担当課長から説明させますので、よろしくお願い致します。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

改めまして、おはようございます。

それでは、報告第1号「第2次奈井江町健康づくり計画」の内容につきまして、別冊でお配りをしております第2次奈井江すこやかプラン2.1により計画の概要をご説明申し上げます。

まず、1頁目をご覧ください。

「第1章 計画の基本的な考え方」の「1 奈井江すこやかプランの目指すもの」ですが、少子高齢化の進行及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防や健康増進活動、食育を推進することで、健康寿命の延伸を図ることと、取り組みやすい健康づくりの環境整備及び健やかな暮らしを支える視点を重視し、町民の健康増進に向けて総合的に推進していくことを本計画で策定するものであります。

2頁をご覧ください。

「2 計画の位置づけ」につきましては、健康増進法に基づく市町村健康増進計画、食育基本法に規定する食育推進基本計画と一体的に策定し、国の健康日本21などの内容を踏まえ、整合性を図りながら策定を行ったものであります。

3頁目をご覧ください。

「3 計画の基本方針」ですが、生活習慣病の発症予防と重症化予防、住民参加・住民と共につくる健康づくり、健康づくり活動推進のための環境づくりの3項目を計画策定の柱として進めることとしております。

「4 計画の期間」ですが、本計画につきましては、第2次計画と致しまして、平成28年度から37年度の10年間の計画ですが、平成28年度から32年度までの5年間を前期、33年度から37年度までの5年間を後期として推進を致します。

また、32年度に目標の達成状況などの中間評価を行い、適宜修正を行いながら、推進する予定であります。

4頁目をご覧ください。

「第2章 奈井江町民の健康と生活習慣の現状及び課題」では、「1 前計画の評価」で、健康づくりの推進は、一定の効果が図られたと評価しておりますが、本計画で

は、近年の疾病構造や社会環境、生活スタイルの変化等を踏まえ、前計画の4領域に加えて、生活習慣病予防の視点を追加し、5領域に区分して、健康づくり施策を推進致します。

6頁目をご覧ください。

「3 領域毎の生活習慣の現状と課題」であります。生活習慣病、栄養・食生活、運動・身体活動、こころの健康、タバコの領域毎に、各種統計資料及びアンケート集計結果をもとに、現状と課題を整理し、21頁に渡り記載しております。

次に、22頁をご覧ください。

「第3章 ライフステージに応じた健康づくり」であります。生活習慣の改善や健康づくりは、生涯にわたる取り組みが必要であることから、ライフステージ毎の発達課題及び健康づくりの視点を24頁にわたり、記載しております。

次に、25頁をご覧ください。

「第4章 健康づくりの目標と取り組みの内容」であります。25頁の図は、「Ⅰ生活習慣病予防」「Ⅱ 栄養・食生活」「Ⅲ 運動・身体活動」「Ⅳ こころの健康」「Ⅴ タバコ」の領域毎に取り組む内容を実践することで、健康寿命を延ばし、すこやかでこころ豊かに生活できるいきいきとしたまちを目指していく、それと、健康づくり施策の全体像を示したものであります。

目標及び具体的な取り組みの内容は、26頁から35頁にかけて、領域毎に記載しております。領域毎の健康課題を解決するための目標と評価指標を細かく設定し、取り組み内容につきましては、自分自身・家族でできること、地域・みんなでできること、行政ですることの3つの視点で役割を整理して、実践しやすい内容で記載しております。

36頁をご覧ください。

「第5章 健康づくり推進と評価」であります。町民の主体的な健康づくり活動と、様々な関係機関の連携・協力体制の整備を図り、すこやかでこころ豊かなまちに繋がるように、計画の推進管理や評価の方法、推進委員会の設置等について記載しております。

また、計画の効果的な推進を図るために、毎年、重点事業を設定し、推進強化を図ることとしており、28年度から5年間の前期計画として整理した一覧を37頁に記載しております。

以上、第2次奈井江町健康づくり計画の概要につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば、許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第 1 号を報告済みと致します。

日程第 6 議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 27 分)

●議長

日程第 6、議案第 1 号「平成 27 年度奈井江町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 2 頁をお開き下さい。

議案第 1 号「平成 27 年度奈井江町一般会計補正予算（第 6 号）」

平成 27 年度奈井江町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 1 2 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 億 6, 3 5 4 万 9 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第 2 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、1 款町税 5, 3 9 3 万 7 千円を追加し 7 億 5, 4 3 2 万円、1 0 款地方交付税 3 1 7 万 5 千円を追加し 2 3 億 3 6 2 万 5 千円、1 2 款分担金及び負担金 3 5 8 万 5 千円を追加し 2, 7 4 1 万 9 千円、1 3 款使用料及び手数料 4 4 6 万 4 千円を減額し 1 億 1, 2 2 3 万 6 千円、1 4 款国庫支出金 2, 6 9 9 万 2 千円を追加し 2 億 7, 1 9 0 万 2 千円、1 5 款道支出金 2, 1 5 6 万 9 千円を追加し 4 億 4, 7 3 7 万 6 千円、1 6 款財産収入 9 9 8 万 2 千円を減額し 1, 3 4 7 万 9 千円、1 7 款寄附金 2 6 万円を追加し 2, 7 9 6 万 4 千円、1 8 款繰入金 1 億 3 8 7 万 2 千円を減額し 1 億 9, 1 1 4 万 6 千円、2 0 款諸収入 1 8 7 万 1 千円を追加し 1 億 1, 9 8 8 万 3 千円、2 1 款町債 2 0 万円を減額し 4 億 5, 7 4 1 万 4 千円、歳入合計 7 1 2 万 9 千円を減額し 4 9 億 6, 3 5 4 万 9 千円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、1款議会費36万8千円を減額し4,284万3千円、2款総務費2,781万1千円を追加し4億1,555万9千円、3款民生費3,519万4千円を減額し8億6,913万6千円、4款衛生費4,892万6千円を追加し7億3,848万1千円、6款農林水産業費1,278万円を追加し3億2,208万3千円、7款商工費2,740万3千円を減額し1億4,794万1千円、8款土木費1,044万円を減額し6億768万5千円、9款消防費115万9千円を追加し2億249万円、10款教育費1,998万円を減額し2億1,242万7千円、11款公債費415万7千円を減額し6億5,555万3千円、12款職員費26万3千円を減額し7億4,133万2千円、歳出合計712万9千円を減額し49億6,354万9千円。

第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額の順で申し上げます。

民生費の総務費で情報システムセキュリティ強化対策事業4,309万2千円。

3款民生費、社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業で3,211万7千円。

第3表、地方債の補正、追加でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

情報システムセキュリティ強化対策事業債3,760万円を追加し3,760万円。

普通貸借または証券発行4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後につきましては、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

それでは、今回の補正について概要をご説明申し上げますが、今回の補正につきましては、後程説明を申し上げます、提案を致します、特別会計及び企業会計の補正も含めまして、事業費の確定などによる精査が主なものであります。

補正の内容について、歳出から説明致しますので、22頁をお開き下さい。

議会費では、旅費等の精査で36万8千円を減額。

総務費では、23頁下段、職員の研修・表彰に要する経費で、旅費等の精査を行い、20万1千円を減額。

その他一般行政に要する経費では、臨時資格者賃金などの精査を行い23万6千円を減額致しております。

24頁中段、職員一般旅費では、見込精査で100万円を減額。

行政情報システムに要する経費では、情報システムのセキュリティ強化対策に係る、北海道自治体情報システム協議会負担金等により3,932万2千円を追加。

生活交通確保対策に要する経費では、備品購入費の精査で201万4千円を減額。

27頁、庁舎の維持管理に要する経費では、燃料費等の精査をし104万1千円を減額。

28頁、まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、住宅建築助成など事業の見込み精査を行い476万6千円を追加計上致しております。

防犯灯に要する経費では、光熱水費等の見込み精査で637万7千円の減額。

３０頁、地域振興基金積立金では、ご寄附による積立金を追加計上したほか、利息分の積立の精査を行い２７万円を追加計上致しております。

３１頁、個人番号カード等に要する経費では、事務委任に係る交付金等の精査で６４万５千円を追加。

３２頁、選挙管理委員会に要する経費では、知事・道議選挙、３３頁の町議会議員選挙では、それぞれ事業費精査を行って、合わせまして３１８万２千円の減額であります。

３５頁中段、指定統計調査に要する経費では、国政調査等の事業精査で１００万３千円の減額。

民生費において、３７頁、障がい者支援に要する経費では、扶助費等の見込み精査を行い２，２８２万６千円を減額。

３８頁、国民健康保険事業会計繰出金は、基盤安定負担金の確定等により５７１万１千円を追加。

３９頁、年金生活者等支援臨時給付金では、国の補正予算に対応して３，２１１万７千円を追加計上致しております。

４１頁、後期高齢者医療保険に要する経費では、基盤安定負担金の確定で１，５７６万円を減額計上。

４２頁、ひとり親医療給付事業に要する経費では、扶助費の見込み精査で８９万４千円を減額。

４３頁の、重度心身障がい者医療給付事業に要する経費では、同じく見込み精査を行い１１２万５千円を減額。

４４頁、老人総合福祉施設事業会計繰出金では、燃料費等の施設管理費などの見込み精査を行って６３５万６千円を減額致しております。

４５頁、介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合への負担金の確定で８３２万９千円を減額。

４６頁、児童手当の支給に要する経費では、扶助費の見込み精査を行い１４３万円を減額。

４７頁、子ども医療費助成事業に要する経費及び養育医療給付事業に要する経費では、扶助費の見込み精査で合わせまして４１５万４千円を減額。

４９頁の認定こども園の管理運営に要する経費では、臨時保育士賃金、需用費等の精査で６２１万円を減額。

衛生費では、５１頁、老人保健施設事業会計繰出金で、介護報酬改定による営業収益の減少等を勘案した繰出金の精査を行い８４７万７千円を追加計上。

病院事業会計繰出金では、医業収益の減少等を勘案し、不採算等に係る繰出金の精査を行い４，７７８万円を追加計上致しております。

一般成人病予防事業に要する経費では、各種がん検診委託料等の精査を行って１０４万２千円を減額。

５２頁のその他予防事務に要する経費では、子宮頸がんワクチン接種委託料等の精査を行って４９３万円を減額。

農林水産業費では、５６頁では、農業振興に要する経費で、国の補正予算に対応し、

担い手確保・経営強化支援事業に係る費用等として3, 566万7千円を追加計上致しております。

58頁の道営土地改良に要する経費では、事業の確定に伴う精査を行い238万6千円を減額。

59頁、道営水利施設整備事業に要する経費におきましても、事業確定の精査で1, 248万1千円を減額計上致しております。

商工費では、61頁、中小企業振興保証融資に要する経費、利子補給交付金等の精査で158万7千円を減額。

63頁、地域交流センターの管理運営に要する経費では、大規模改修工事の事業確定等による精査を行って2, 331万3千円を減額計上。

66頁の土木費、下水道事業会計繰出金では、見込み精査により864万1千円を減額。

67頁の消防費では、負担金の見込み精査で115万9千円を追加計上致しております。

教育費では、69頁、その他小学校の管理事務に要する経費で、燃料費、修繕料等の見込み精査598万5千円を減額。

71頁、その他中学校管理事務に要する経費では、燃料費、光熱水費等の見込み精査で291万円を減額。

75頁、公民館の管理運営に要する経費では、燃料費、施設維持管理委託料等の見込み精査で345万8千円を減額。

77頁の文化ホールの管理運営に要する経費におきましても、燃料費、音響設備改修工事の完了に伴う精査等で138万9千円の減額であります。

78頁、体育施設の管理運営に要する経費では、トレーニング機器購入の延期等による精査で194万7千円を減額。

79頁の、学校給食に要する経費では、給食組合負担金等の見込み精査で160万4千円を減額。

公債費では、80頁、長期償還金利子で、見込精査により386万円を減額計上致しております。

次に、歳入について説明致しますので、8頁をお戻り下さい。

町税の法人町民税では、製造業等の納付実績を踏まえた見込み精査を行い、町民税で2, 434万7千円を追加計上。

固定資産税では、償却資産等の賦課実績を踏まえた見込精査を行い3, 079万8千円を追加しております。

9頁、地方交付税では、普通交付税で、国の補正予算による追加交付317万5千円を追加。

分担金及び負担金では、認定こども園入所運営費保護者負担金、学童保育利用者負担金などの見込み精査を行い358万5千円を追加。

10頁、使用料及び手数料では、老人福祉寮使用料、住宅使用料などの見込み精査で446万4千円を減額計上致しております。

11頁の、国庫支出金では、18頁に渡りますけれども、国民健康保険基盤安定負担金266万2千円、同じく地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金545万円、13頁の年金生活者等支援事業補助金3,060万円をそれぞれ追加計上したほか、障がい者自立支援給付費等負担金などの精査で、合計2,699万2千円を追加計上致しております。

13頁から14頁に渡りますけれども、道支出金では、国民健康保険基盤安定負担金で191万円、15頁の食料供給基盤強化特別対策事業負担金336万円、16頁の担い手確保・経営強化支援事業補助金で3,713万7千円を追加計上したほか、障がい者自立支援給付費、中心経営体農地集積促進事業補助金などの精査で2,156万9千円を追加計上致しております。

17頁、財産収入では、土地建物売払収入などの精査で998万2千円を減額計上。

寄附金では、ふるさと納税で、三橋展明さまほか15名の皆様によります26万円を追加計上致しております。

18頁から19頁に渡りますが、諸収入、臨時職員社会保険料本人負担金151万円の減額。

重度心身障がい者高額医療収入121万9千円、地域支援事業収入279万円を追加。合計187万1千円の追加計上であります。

20頁の、町債の過疎債では、各事業費の見込み精査を行ったことにより3,780万円の減額。

21頁の総務債は、情報システムセキュリティ強化対策事業で3,760万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差1億316万9千円につきましては、歳入予算18頁、財政調整基金からの繰入金と同額減額計上を行って、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

(10時44分)

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番森岡議員。

●6番

それでは、只今、提案並びに説明がありました平成27年度の一般会計補正予算第6号でありますけれども、それぞれ事業の終了または終了見込みによる精査ということで理解したいと思っておりますけど、3点についてだけ、質問をさせて頂きたいと思っております。

まずは、24頁の行政情報システムに要する経費ということで、自治体情報システムの奈井江町のセキュリティ対策による奈井江町の負担金ということで、説明がございました。

マイナンバーに関することなのかなと思いますけれども、この事業をすることで、ど

のようなセキュリティの強化が図られるのかということについて、もう少し詳細な説明を頂きたいと思います。

それと、2点目ですけれども、28頁におきまして、まちづくり定住促進対策事業に要する経費において、負担金補助及び交付金554万1千円が補助金として追加をされております。

定住対策については今年、力を入れて取り組んだということで、今、大いなる成果を上がっているわけでありまして、今回につきましても、当初より見込みが多かったということでの補正だと思しますので、どのような部分での補助が増えたのということについて、説明を頂きたいと思います。

それと、もう1点は、51頁、保健衛生費総務費において、今回、病院事業会計の方に4,778万ということで、概要等については今、説明の中であったんですけれども、もう少し詳しく説明を頂きたいと思います。

以上3点についてお願いします。

●議長

副町長。

●副町長

森岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず最初に24頁の行政情報のシステムに要する経費の負担金補助の絡みということで申し上げます。

経過から今の状況まで概要的なものを説明させていただきますけれども、ご承知の通り昨年5月の年金機構情報漏えい事件に端を発しての、この情報流出事故の防止を目的に総務省が情報ネットワークにかかる指針を示したと。

国が求めていますのは、外部からの攻撃に対応出来かつ、内部からの不正な情報流出が行えない情報ネットワークの構築ということでありまして、具体的には、4つの要件ということで、1つにマイナンバーを利用するネットワークと、今も使用している町の行政システムをインターネット環境から分離すること。

2つに内部からの不正利用を防止するために、ID及びパスワードの他にICカードなどによる第2段階での認証システムを導入すること。

3番目ですけれども、マイナンバーシステムのデータ等持ち出しの禁止の徹底。

4番目、ファイヤーオールということですが、専門用語になるかもしれませんが、ウィルスの侵入や情報漏えいを防止するためのインターネット接続口のセキュリティの強化。

この4つが目的のようであります。

当町と致しましては、現在、北海道町村会に事務局をもち、全道からの36の町村が加入しております北海道自治体情報システム協議会において、奈井江町も入っておりますけれども、既に現状必要なセキュリティ機能を備えたデータセンターにおいて、システム運営を行っておりますが、ここ数カ月で国は今、述べた4つの点について色々な形で追加を求めてきているということでもあります。

この要件を満たす出来るだけ安いシステム構築を行うということで、協議会の方で、センターの方で色々検討頂いているところですが、構築の予定期日と致しましては、マイナンバーの市町村の情報連携のスタートが、29年4月という中にありまして、28年12月までに協議会に加入する全町村のシステム環境を3つに分割をしたということであります。

1つにはインターネット使用環境からの分離、先ほどちょっと申し上げましたが、これを行うほか、3環境それぞれに約1千万程度の費用が掛かりますけれども、ファイヤーオールと、すみません、ちょっとこの中身はよく分かりませんが、L3SWと呼ばれるものがあるそうですけれども、このネットワーク接続に通信先を制御する機能を持った機器を設置してセキュリティの強靱化を図るとというのが2つ目。

また残りの1千万につきましては、使用している行政システムのセキュリティ向上にかかわるソフトウェアの改修費用ということで、合計4,310万円を見込んでいますところであります。

これに既存予算の見込み精査を行って、協議会に対する負担金を精査したところ、3,932万2千円の追加計上となったところであります。

また、新聞等々でも報道されてますけれども、先ほどの情報セキュリティの関係で北海道クラウドということで、自治体がインターネットを利用する際の出入り口を都道府県単位で統括するデータセンターの設置を国が地方に求めて、29年の3月を目標として、今なんですけれども、北海道クラウドというのが、この構築に向けた動きが始まるということです。

本町におきましてもこれに参加しなければならないということでもありますので、新年度において、予算補正が必要になってくるかと思えます。

いずれに致しましても国の動向を注視しながら、事故のないシステム構築を図ることと、二重投資にならないよう、しっかりと対応していきたいということでもありますので、よろしくお願いを致します。

それと、定住促進で、どこが効果を上げたのかということでもありますけれども、今回の補正の精査の中身と致しましては、増額となった部分で新築の助成が当初見込みよりも4件増えたということで、850万円の増加であります。対当初予算ということで。

中古住宅購入助成も2件250万円増加。

家賃助成は1件増の7千円であります。

これに對しまして減額となりますのが、集合住宅建築助成で当初見込みに對しまして3戸減150万円の減と、リフォーム助成が2件79万円の減、また団地等、住宅地の購入助成が2区画317万6千円の減ということで、合計で今の、まず増という部分が7件で1,100万強、減とする部分が同じく7件なんですけれども、550万弱ということでもあります。

以上が、定住関係の増減の実態ということでもありますので、よろしくお願いします。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

続きまして３点目の病院事業会計の繰出金の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

病院事業会計におきましては、当初予算の段階で、１日平均入院患者数を７０人で見込んでいたところでしたが、現在の見通しでいきますと５８．７人まで減少するなど、本年度の収支見通しが非常に厳しい状況となったことから、繰出金の各支出項目の実績精査に加えまして、不採算分に対します繰り出し基準の見直しと追加を行おうとするものでございます。

今回の追加補正額４，７７８万円のうち４，７０５万円が不採算分に相当する額でございますが、本年度の当初の段階では従来の繰り出し基準の見直しを行っておりまして、事務職員の給料など一部の経費を除きますが、医業収支の不足分を全額補てんするという形と予定をしてございましたが、２７年度の決算見込みの状況等踏まえまして、医業収支の全額ではなく、８５％に減額した上で繰出金の追加を行おうとするものでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

６番森岡議員。

●６番

今、説明頂きました。

ちょっと説明の中で、自分が聞き、理解出来なかった部分かと思えますけど、今、セキュリティの説明の中で新年度においても補正をしなければならないというような言い方が聞かえたんですけれども、まずそこ１点確認させて頂きたいと思っております。

それと、病院事業会計の繰り出し金については、繰り出し基準を見直したということでの支出でありますけれども、この部分については、これは新年度の話だけど、平成２８年度の当初の部分は、もうこの計算式で計算されているのかということ、この２点を確認させて頂きたいと思っております。

●議長

副町長。

●副町長

まず、最初の質問のセキュリティ関係の再確認ということで、先ほど申し上げましたとおり、一番最初に申し上げた４つの要件を確保しなさいという総務省から言われたよと。

で、それぞれインターネット環境分離しなさいとかということ言われましたということの延長線として、自治体がインターネットを利用する際に、その出入り口のところでのセキュリティを、出入り口のところでチェックする体制ということで北海道クラウド、

各都道府県で、各自治体のインターネット環境の出入り口のところ、責任もって管理と
いうか、しなさいということが、示されて、それに向かった対応をこれから始まると。

そのために、今は、全然まだ出てませんけれども、新年度予算での補正対応というこ
とがきっとあるでしょうということでございます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森岡議員の平成28年度における繰り出し基準の考え方についての質問でござ
いますが、28年度の当初予算におきましても、同様の考え方で予算計上を只今させて
頂いているところでございます。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

(休憩)

(10時57分)

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時10分)

●議長

会議を再開します。

日程第7、議案第2号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書83頁をお開き下さい。

議案第2号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」

平成27年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,845万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,072万5千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款国民健康保険税2,412万2千円を減額し1億821万7千円、4款繰入金1,731万7千円を追加し1億346万2千円、6款諸収入2,525万7千円を追加し5,710万8千円、歳入合計1,845万2千円を追加し2億7,072万5千円。

歳出、1款総務費1,694万8千円を追加し2億6,487万6千円、4款諸支出金150万4千円を追加し574万円、歳出合計1,845万2千円を追加し2億7,072万5千円。

国民健康保険事業会計補正予算（第2号）でございますが、89頁の歳出からご説明を申し上げます。

総務費の空知中部広域連合への分賦金の増額などによりまして1,694万8千円を追加計上致しております。

90頁の諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金の確定ということで150万4千円を追加。

次に、歳入は、86頁にお戻り頂きまして、国民健康保険税で、賦課実績に伴う見込み精査を行い2,412万2千円を減額計上。

繰入金の一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定で570万9千円を追加致

しております。

８８頁、諸収入の雑入で、平成２６年度決算の確定に伴う空知中部広域連合からの返還金２，３９０万５千円の追加など、合計で２，５２５万７千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差１，１６０万８千円につきましては、国保基金からの繰入を同額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第３号の上程・説明・質疑・討論・採決

（１１時１４分）

●議長

日程第８、議案第３号「平成２７年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 92 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「平成 27 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

平成 27 年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 399 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,181 万 6 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料 306 万 3 千円を減額し 5,958 万 4 千円、3 款繰入金 90 万 8 千円を減額し 3,179 万円、5 款諸収入 2 万 1 千円を減額し 2 千円、歳入合計 399 万 2 千円を減額し 9,181 万 6 千円。

歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 396 万 9 千円を減額し 9,151 万 8 千円、3 款諸支出金 2 万 1 千円を減額し 0 円、4 款予備費 2 千円を減額し 2 万 8 千円、歳出合計 399 万 2 千円を減額し 9,181 万 6 千円であります。

歳出から説明致します。

97 頁をお開き下さい。

後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込精査で 396 万 9 千円を減額。

諸支出金では、保険料還付金で 2 万 1 千円を減額計上致しております。

次に、95 頁の歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査を行って 306 万 3 千円の減額。

繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査を行い 90 万 8 千円を減額計上致しております。

諸収入においては、保険料還付金などの精査で 2 万 1 千円を減額計上。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時17分)

●議長

日程第9、議案第4号「平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

99頁をお開き下さい。

議案第4号「平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第4号)」

平成27年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,610万5千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款使用料及び手数料653万1千円を追加し1億2,709万4千円、2款分担金及び負担金17万8千円を追加し93万円、3款繰入金864万1千円を減額し2億5,220万5千円、5款諸収入40万8千円を追加し241万円、6款町債260万円を減額し1億800万円、歳入合計412万4千円を減額し4億9,610万5千円。

歳出、1款下水道費220万4千円を減額し8,199万8千円、2款公債費184万1千円を減額し4億1,410万7千円、3款予備費7万9千円を減額し0円、歳出合計412万4千円を減額し4億9,610万5千円。

歳出から説明致します。

104頁をお開き下さい。

下水道費では、各事業費の見込み精査で220万4千円を減額しております。

106頁の公債費でも、借入条件の確定により184万1千円を減額。

107頁の予備費では7万9千円を減額致しております。

歳入について説明致します。

102頁にお戻り下さい。

使用料及び手数料の下水道使用料では、業務用使用料納付等の増で653万1千円を追加計上しております。

分担金及び負担金では、受益者負担金の一括納入が行われ17万8千円を追加計上。

下段、諸収入では、26年度石狩川流域下水道管理運営に関する事務経費の負担金調整額還付金で40万8千円を追加。

103頁の町債では、各事業費の確定に伴い260万円を減額計上致しております。

以上における歳入歳出の差864万1千円につきましては、一般会計からの繰入金を同額減額計上して、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０ 議案第５号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１１時２２分)

●議長

日程第１０、議案第５号「平成２７年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

１０８頁をお開き下さい。

議案第５号「平成２７年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）」

総則、第１条、平成２７年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第２条、平成２７年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

患者数におきまして、入院の一般病床１日あたり３．２人を減じ延べ１，１６５人を減じまして１日平均２４．８人延べ９，０８３人、療養型病床群病床では１日あたり１．５人延べ５３５人を減じ１日あたり１４．５人延べ５，３２１人、指定療養型病床では１日あたり６．６人延べ２，４０４人を減じ１日あたり１９．４人延べ７，１１２人。

外来では、１日あたり５．１人延べ１，２４１人を減じ１日あたり１０６．９人延べ２５，９７５人。

指定居宅サービスでは、１日あたり０．４人延べ７８人を減じ１日あたり２．８人延べ６９０人。

建設改良事業におきましては、地域医療総合情報システム外で４４６万４千円を減じまして８，５２３万１千円であります。

次の頁をお開き下さい。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益2, 880万5千円を減額し11億3, 853万6千円。

支出、第1款病院事業費用2, 276万4千円を減額し11億9, 031万1千円。

次の頁、資本的収入及び支出の補正第4条、予算第4条中「不足する額3, 617万6千円」を「不足する額4, 252万8千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3, 617万6千円」を「過年度分損益勘定留保資金4, 252万8千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入1, 081万6千円を減額し1億3, 919万2千円。

支出、第1款資本的支出446万4千円を減額し1億8, 172万円。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費では663万7千円を減額し5億6, 768万3千円。

たな卸し資産購入限度額の補正第6条、予算第8条中「1億9, 156万5千円」を「1億8, 890万8千円」に改める。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

収益的支出から説明を致します。

115頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、手当、賃金等の見込み精査により606万9千円を減額。

116頁、材料費では、診療材料費、給食材料費の見込み精査で943万円を減額。

経費では、燃料費、エアーマット賃借料等の見込み精査で830万5千円を減額。

地域医療連携費では、介護療養病棟報酬の見込み精査で56万8千円を減額。

研究研修費では、医学図書費等の見込み精査で46万8千円を減額計上を致しております。

医業外費用の支払利息及び企業債取扱費では、利息の確定に伴い49万8千円を減額。

老人保健施設費では、薬品材料費の見込み精査で203万6千円を追加計上。

消費税及び地方消費税では、課税売上の増で64万6千円の追加。

雑損失では、過年度個人未収金の不納欠損処理が、なかったことにより1万円を減額計上。

予備費では9万8千円を減額計上致しております。

次に、収益的収入の113頁。

病院事業収益の医業収益では、患者数の減などにより総額9, 468万7千円を減額計上致しました。

114頁の医業外収益で、国・道補助金では、国民健康保険保健事業等助成金の精査で24万5千円を減額。

負担金及び交付金では、一般会計負担金で4, 786万8千円を追加計上したほか、老人保健施設負担金の精査で、合わせまして4, 921万9千円を追加計上致しております。

患者外給食収益では、見込み精査で３４万８千円を減額。

長期前受金戻入で、償却資産前受金の精査１，７１４万６千円を追加。

その他医業外収益では、病衣ほかの介護外収益の精査で１１万円を追加計上致しております。

次に、資本的支出では１１７頁になりますけれども、建設改良費の資産購入費で、医療機器購入費用の精査で４４６万４千円を減額。

資本的収入の企業債では、医療機器購入費用に係る財源精査を行い、特別地方債及び過疎債合わせまして１，６００万円を減額計上致しております。

国・道補助金では、患者情報共有ネットワーク構築事業補助金で５１８万４千円を追加計上致しました。

以上の結果、単年度実質収支では６，０４１万１千円の赤字となり、繰越実質収支で１億９，８７７万７千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 1、議案第 6 号「平成 2 7 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書 1 1 9 頁をお開き下さい。

議案第 6 号「平成 2 7 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）」

総則、第 1 条、平成 2 7 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第 2 条、平成 2 7 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数ですけれども、介護保健施設サービスで 1 日あたり 1. 7 人延べ 6 3 6 人を減じ 1 日あたり 4 7. 3 人延べ 1 7, 2 9 8 人。

通所リハビリテーションでは 1 日あたり 1. 6 人延べ 6 5 2 人を減じ 1 日あたり 6. 5 人延べ 1, 5 8 0 人。

短期入所療養介護、1 日あたり 0. 5 人延べ 1 8 6 人を追加し 1 日あたり 1. 8 人延べ 6 4 8 人。

収益的収入及び支出の補正第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款介護老健事業収益 4 4 7 万 1 千円を減額し 2 億 1, 9 8 4 万 4 千円。

支出、第 1 款介護老健事業費用 3 1 3 万 5 千円を減額し 2 億 3, 6 8 8 万 7 千円。

次の頁をお開き下さい。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第 4 条、予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費 1 6 3 万 7 千円を減額し 1 億 2, 1 0 1 万 2 千円。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出、奈井江町長。

収益的支出から説明を申し上げます。

1 2 3 頁。

介護老健事業費用、営業費用の給与費で、臨時職員賃金等の見込み精査で 1 6 3 万 7 千円を減額し、材料費では、薬品費 1 4 1 万円、診療材料費 1 2 万 2 千円を追加計上したほか、給食材料費等の見込み精査で合わせまして 1 3 1 万 9 千円を追加計上致しております。

経費では、光熱水費で 1 4 万 5 千円を追加計上したほか、燃料費、賃借料などの見込み精査で合わせまして 2 7 8 万 7 千円を減額計上致しております。

予備費では3万円の減額であります。

次に、収益的収入で、122頁をお開き下さい。

介護老健事業収益、営業収益では、利用者の減により、総額1,207万9千円を減額。

営業外収益では、その他営業外収益、一般会計負担金の見込み精査を行って総額で760万8千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では1,107万1千円の赤字となり、繰越実質収支で760万2千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時33分)

●議長

日程第12、議案第7号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

125頁をお開き下さい。

議案第7号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）」

総則、第1条、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数では、介護老人福祉施設1日あたり0.4人延べ151人を追加し1日あたり48.9人延べ17,902人。

通所介護1日あたり0.7人延べ158人を減じ1日あたり16.3人延べ3,974人。

短期入所生活介護1日あたり0.8人延べ298人を減じ1日あたり5.7人延べ2,081人であります。

建設改良事業では、福祉車両整備事業外で34万6千円を減額し991万6千円。

収益的收入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款介護老福事業収益879万7千円を減額し3億6,781万4千円。

支出、第1款介護老福事業費用1,165万2千円を減額し3億7,195万8千円。

資本的收入及び支出の補正、第4条、予算第4条中「不足する額43万8千円」を「不足する額39万2千円」に、「過年度分損益勘定留保資金43万8千円」を「過年度分損益勘定留保資金39万2千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的收入30万円を減額し1,294万2千円。

支出、第1款資本的支出34万6千円を減額し1,333万4千円。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

収益的支出から説明致します。

131頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の経費で、消耗品費153万6千円を追加計上したほか、光熱水費、燃料費等の見直しと合わせまして703万8千円を減額計上致しております。

減価償却費では、建物の定額償却の精査で317万5千円を減額。

資産減耗費では、業務用洗濯機の固定資産除却費で3万1千円を追加計上致しております。

事業外費用の支払利息及び企業債取扱費では企業債利息確定に伴う2万8千円の減額。

高齢者生活福祉センター費で、光熱水費、燃料費の見込み精査で144万2千円を減

額計上致しております。

次に、収益的収入 130 頁をお開き下さい。

介護老福事業収益の事業収益では、利用者の増減により総額 336 万 5 千円を減額。

事業外収益の一般会計負担金では、見込み精査で 635 万 6 千円を減額計上。

利用料では、高齢者生活福祉センターの利用料 7 万 9 千円を追加。

長期前受金戻入で 84 万 5 千円を追加計上致しております。

次に、資本的支出について説明致します。

132 頁をお開き下さい。

資本的支出の建設改良費の資産購入費で業務用洗濯機更新の費用精査で 34 万 6 千円を減額。

資本的収入、企業債で業務用洗濯機更新に係る財源の精査で特別地方債 30 万円を減額。

以上の結果、単年度実質収支では 302 万 7 千円の赤字となり、繰越実質収支では 3,161 万 9 千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 3、議案第 2 3 号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の N O 2 をお開き下さい。

1 6 2 頁をお開き下さい。

議案第 2 3 号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画について」

奈井江町過疎地域自立促進市町村計画を次のとおり定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出、奈井江町長。

本計画につきましては、別冊でお配りしておりますけれども、平成 2 4 年、国の過疎地域自立促進特別措置法の期限が平成 2 7 年度末から平成 3 2 年度末まで延長されたことに伴い、本町の過疎地域自立促進市町村計画を新たに定めるものであります。

計画の内容につきましては、今回の過疎計画につきましては、新たに定めるものではありませんけれども、計画の内容につきましては、昨年、議会においてご議論頂きました第 6 期まちづくり計画に加えまして、地方創生の総合戦略事業を掲載し、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進、医療の確保、教育の確保、地域文化の振興など、前計画同様、過疎法第 1 6 条から 2 5 条に定められた分類を中心に章立てをしながら編成を行い、2 月 2 4 日北海道との事前協議を終えたことから、本議会において提案をするものであります。

掲載した全ての事業に該当するわけではありませんけれども、本計画に掲載した事業は過疎地域自立促進のための地方債、いわゆる過疎対策事業債の借入れが可能になる事業であります。

これは、元利償還金に対する 7 0 % の交付税措置があるということですので、ご承知おき頂きたいと思いますが、個々の事業等については、後程資料をご覧頂きたいと思います。

以上、奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の概要についてご説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで若干早いですけれども、昼食のため、休憩をはさみたいと思います。

会議の再開は1時00分と致します。

暫時休憩します。

(昼休憩)

(11時42分)

日程第14 10議案一括上程

(13時00分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第14

議案第15号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」

議案第16号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例等の一部を改正する条例」

議案第21号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第8号「平成28年度奈井江町一般会計予算について」

議案第9号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第10号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 1 1 号「平成 2 8 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 1 2 号「平成 2 8 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第 1 3 号「平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第 1 4 号「平成 2 8 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、1 0 議案を一括議題とします。

平成 2 8 年度町政執行方針（町長）、及び平成 2 7 年度教育行政執行方針（教育長）

●議長 (1 3 時 0 2 分)

この際、町長に平成 2 8 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長 (町政執行方針) 朗読

(1 3 時 3 0 分)

●議長 次に教育長に、平成 2 8 年度教育行政執行方針の説明を求めます。 教育長。

(教育長 登壇)

●教育長 (教育行政執行方針) 朗読

●議長 以上で、執行方針の説明を終わります。 ここで、1 時 5 5 分まで休憩と致します。

(休憩) (1 3 時 4 4 分)

(1 0 議案の大綱説明) (1 3 時 5 4 分)

●議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一括議題の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、各会計の予算とそれに関連する議案について一括してご説明を申し上げます。

議案書NO2の140頁をお開き下さい。

議案第15号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」

奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を次のように改正する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

本条例は、町保証融資制度において、取扱い期限期間に預託した積立金の倍率を4倍から8倍に変更することにより、融資枠を拡大し、中小企業者の経営改善と振興育成を図るため、これを改正しようとするものであります。

次に、議案書141頁。

議案第16号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例等の一部を改正する条例」

奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例、奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例、奈井江町介護サービス事業条例の一部を次のように改正する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

本案につきましては、町立病院の病棟再編に伴う、関連規定の整備及び近隣自治体病院の状況を踏まえた各文書量の改定を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に157頁をお開き下さい。

議案第21号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

本案につきましては、平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、保育料は、国が定めた公定価格を基に保育単価を試算しておりますが、今回の条例改正は、平成27年度、平成28年度の2カ年をかけて、段階的に国の基準に合わせるよう取り扱うこととしていたことに伴い、別表を改正しようとするものであります。

議案書133頁、議案第8号「平成28年度奈井江町一般会計予算について」

平成28年度奈井江町一般会計の予算を、次のとおり提出する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

別冊でお配りしております奈井江町一般会計予算書をお開き下さい。

「平成28年度奈井江町一般会計予算」

平成28年度奈井江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億8千万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款町税7億1,990万1千円、2款地方譲与税4,710万円、3款利子割交付金80万円、4款配当割交付金230万円、5款株式等譲渡所得割交付金140万円、6款地方消費税交付金1億550万円、7款ゴルフ場利用税交付金570万円、8款自動車取得税交付金760万円、9款地方特例交付金110万円、10款地方交付税22億3,100万円、11款交通安全対策特別交付金25万円、12款分担金及び負担金2,513万円、13款使用料及び手数料1億1,213万7千円、14款国庫支出金2億8,670万円、15款道支出金3億8,162万1千円、16款財産収入1,831万2千円、17款寄附金1千円、18款繰入金3億2,055万5千円、19款繰越金1千円、20款諸収入1億3,939万2千円、21款町債3億7,350万円、歳入合計47億8千万円。

5頁をお開き下さい。

歳出、第1款議会費3,773万7千円、2款総務費2億5,074万8千円、3款民生費9億3,644万1千円、4款衛生費6億8,558万8千円、5款労働費55万5千円、6款農林水産業費2億5,542万5千円、7款商工費8,570万6千円、8款土木費6億769万1千円、9款消防費1億5,963万6千円、10款教育費2億9,375万2千円、11款公債費7億1,638万円、12款職員費7億4,310万2千円、13款予備費723万9千円、歳出合計47億8千万円。

第2表、地方債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、以下、同じでございますので、1

度だけしか読み上げません。

橋梁定期点検委託事業 1, 150 万円。

普通貸借又は証券発行。4. 0%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

町道 15 号東線アンダーパス設備更新工事 1, 040 万円。

地域交流センター大規模改修工事 1, 740 万円。

農業農村整備事業（土地改良事業）920 万円。

農業農村整備事業（水利施設整備事業）430 万円。

町道 12 号東線（宮島橋）橋梁架替工事 290 万円。

町道 13 号東線（イ）（黄金橋）橋梁架替工事 380 万円。

消防車更新事業 2, 640 万円。

奈井江小学校グラウンド改修工事 4, 290 万円。

公民館高圧受電設備改修工事 230 万円。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）1 億 950 万円。

臨時財政対策債 1 億 3, 290 万円。

予算の総額につきましては、冒頭申し上げましたとおり、前年度より 3 千万円減の 47 億 8 千万円となり、前年度比 0.6% の減となったところであります。

奈井江町の平成 28 年度予算につきましては、人口減少と少子高齢化の進展など厳しい財政環境にある中、第 6 期まちづくり計画に基づく、各種施策を継続するとともに、人口ビジョン及び総合戦略に掲げた目標実現のため、お試し移住事業、学童保育利用料第 3 子無料化、おたふく、ロタウイルス、予防接種の公費負担などの新規施策を加えた予算編成をしたところであります。

次に、議案書 134 頁。

議案第 9 号「平成 28 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

平成 28 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 7 日提出、奈井江町長。

これにつきましても、別冊でお配りをしております特別会計予算書をお開き下さい。

特別会計予算書の 1 頁になりますが、「平成 28 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

平成 28 年度奈井江町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6, 959 万 2 千円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は 1 億円と定める。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税1億623万7千円、2款使用料及び手数料3万7千円、3款財産収入4万円、4款繰入金1億3,036万2千円、5款繰越金1千円、6款諸収入3,291万5千円、歳入合計2億6,959万2千円。

歳出、1款総務費2億6,525万9千円、2款基金積立金4万円、3款公債費5千円、4款諸支出金422万4千円、5款予備費6万4千円、歳出合計2億6,959万2千円であります。

新年度予算の総額は2億6,959万2千円となり、前年度と比べまして1,871万円、7.5%増のとなったところであります。

なお、歳入歳出差8,045万3千円につきましては、国民健康保険基金からの繰入を行い、収支の均衡を図っております。

次に、議案書135頁。

議案第10号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算を、次のとおり提出する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

これにつきましても別冊の後期高齢者医療特別会計をご覧頂きたいと思います。

16頁をお開き下さい。

「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」

平成28年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,043万2千円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料5,823万8千円、2款使用料及び手数料7千円、3款繰入金3,216万3千円、4款繰越金1千円、5款諸収入2万3千円、歳入合計9,043万2千円。

歳出、1款総務費28万2千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,009万9千円、3款諸支出金2万1千円、4款予備費3万円、歳出合計9,043万2千円。

新年度予算の総額は9,043万2千円となり、前年度比449万4千円、5.2%の減となったところであります。

次に、議案書136頁をお開き下さい。

議案第11号「平成28年度奈井江町下水道事業会計予算について」

平成28年度奈井江町下水道事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

25頁をお開き下さい。

「平成28年度奈井江町下水道事業会計予算」

平成28年度奈井江町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,480万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料1億2,260万3千円、2款分担金及び負担金89万2千円、3款繰入金2億5,720万1千円、4款繰越金2千円、5款諸収入200万2千円、6款町債9,210万円、歳入合計4億7,480万円。

歳出、1款下水道費8,001万6千円、2款公債費3億9,470万4千円、3款予備費8万円、歳出合計4億7,480万円。

第2表、地方債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

公共下水道事業債（一般分）100万円。

普通貸借または証券発行。利率は4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

石狩川流域下水道事業債（一般分）500万円。

資本費平準化債8,090万円。

個別排水処理施設事業債280万円。

公共下水道事業債（過疎債）100万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債）140万円。

下水道事業会計の新年度予算の総額は4億7,480万円となり、前年度と比べ2,

520万円、5%の減額であります。

歳入歳出の差2億5,720万1千円につきましては、一般会計からの繰入を行って、収支の均衡を図っております。

次に137頁。

議案第12号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

別冊の地方公営企業会計予算書をお開き下さい。

1頁目、「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」

総則、第1条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

病床数、一般病床18床、療養型病床群病床32床。

患者数、入院、一般病床1日平均16.0人、延べ5,840人、療養型病床群病床1日平均30.0人、延べ10,950人。

外来、1日平均111.0人、延べ26,973人。

指定居宅サービス1日平均2.9人、延べ701人。

建設改良事業、(イ)自動眼圧計外466万5千円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益11億185万4千円。

支出、第1款病院事業費用11億4,970万7千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,515万3千円は、過年度分損益勘定留保資金4,515万3千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入7,396万6千円。

支出、第1款資本的支出1億1,911万9千円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で申し上げます。

医療機器整備事業（病院事業債）220万円。

普通貸借又は証券発行。4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様であります。

医療機器整備事業（過疎債）220万円。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費につ

いては、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

職員給与費５億４，１９１万３千円。

交際費３５万円。

たな卸し資産購入限度額、第８条、たな卸し資産の購入限度額は１億８，４４３万８千円と定める。

平成２８年３月７日提出、奈井江町長。

病院事業会計でございますが、この予算におきまして、単年度実質収支につきましては４，７６４万８千円の赤字を見込み、繰越実質収支では１億５，１１２万９千円の黒字を見込んだところであります。

病院経営にあたりましては、利用率の低下していた入院病棟を２階に集約した上で、病床数を５０床とし、３階病棟をサービス付き高齢者住宅に用途変更を行う病棟再編を実施し、医療と住居を一体的に提供することによる生活環境の向上と施設運営の健全化に向けた取り組みを進めて参ります。

次に議案書１３８頁をお開き下さい。

議案第１３号「平成２８年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

平成２８年度奈井江町老人保健施設事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成２８年３月７日提出、奈井江町長。

予算書の３７頁をお開き下さい。

「平成２８年度奈井江町老人保健施設事業会計予算」

総則、第１条、平成２８年度奈井江町老人保健施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護保健施設サービス、短期入所療養介護５２人、通所リハビリテーション１５人。

利用者数、介護保健施設サービス１日平均４９．０人、延べ１７，８８５人、通所リハビリテーション１日平均８．３人、延べ２，０１０人、短期入所療養介護１日平均１．５人、延べ５６４人。

建設改良事業（イ）施設内設備改良工事外で２３２万８千円。

収益的収入及び支出、第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款介護老健事業収益２億２，８０１万２千円。

支出、第１款介護老健事業費用２億３，５１１万１千円。

次の頁をお開き下さい。

資本的収入及び支出、第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２３２万８千円は過年度分損益勘定留保資金２３２万８千円で補填するものとする。

収入、第１款資本的収入２，６７１万円。

支出、第１款資本的支出２，９０３万８千円。

一時借入金、第５条、一時借入金の限度額は、５千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1億2,029万円。

公債費 1万円。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計予算につきましては、単年度実質収支で373万円の赤字、繰越実質収支では387万2千円の黒字を見込んだところであります。

次に、議案書139頁をお開き下さい。

議案第14号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

企業会計予算書62頁をお開き下さい。

「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算」

総則、第1条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）50人、通所介護（デイサービス）20人、短期入所生活介護（ショートステイ）10人。

利用者数、介護老人福祉施設1日平均48.5人、延べ17,702人、通所介護1日平均17.0人、延べ4,131人、短期入所生活介護1日平均6.5人、延べ2,372人。

建設改良事業（イ）介護機械器具整備事業外で179万8千円。

収益的收入及び支出、第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款介護老福事業収益3億7,623万3千円。

支出、第1款介護老福事業費用3億7,734万8千円。

資本的收入及び支出、第4条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額59万9千円は、過年度分損益勘定留保資金59万9千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的收入540万9千円。

支出、第1款資本的支出600万8千円。

企業債、第5条。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、介護機械器具整備事業（介護サービス施設整備事業債）で、限度額は120万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率は4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は5千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億6,656万1千円。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業につきましては、単年度実質収支を63万4千円の赤字、繰越実質収支では3,098万5千円の黒字と見込んだところであります。

以上、各会計予算に関わる議案並びに予算を一括してご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

(10 議案の大綱質疑)

(14時26分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

6番森岡議員。

●6番

只今、平成28年度の予算につきまして、各会計それぞれ説明がございましたけれども、私の方からは、国民健康保険事業会計につきまして、大綱質疑を1点、町長にしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

国保の税率につきましては、従前、平成24年に1度引上げを実施致しまして、25年度には当時の基金の残、それから医療費を勘案した中で、元の税率に戻した経過があります。

それを踏まえれば、本来であれば今年度は3年目ということで、税率の見直しの年度となっておりますけれども、今回、条例改正はありません。

その中で国保会計の新年度予算につきましては、先ほどの27年度の最終補正を基に、計画されていることと思っておりますけれども、国保税の減額、そして医療費の負担の増ということで、本当に厳しい状況が見込まれる中でありますけれども、先ほど申しましたように保険税の改定を今回はせずに基金より約8千万弱、多額の繰入を含めた予算計上になっております。

このことは平成30年に予定されている、道が国保の事業主体となる計画を踏まえてのことなのかなと思われましてけれども、今後の国保税、国保会計の見通しと、道事業移管計画の現況について、町長に質問したいと思います。

●議長

町長。

●町長

今、森岡議員から、質問でございますが、国保税に関するところでございますが、税率については、今ご指摘ございましたように、3年前に改正をさせて頂いたところでございます。

加入者の負担の安定化を図る観点から、3年ごとの見直しを基本としてきたところでございますが、現行税率については、施行後、平成27年度で3年を経過することにあるわけでございます。

この間、国保基金の残高は、多い時で1億9千万円あったものの、1世帯あたりの賦課額といいますか、加入者の減少、広域連合分賦金の増加などが影響致しまして、平成28年度においては8千万円の基金繰入を、今、森岡議員のおっしゃった通りでございますが、しかし、年度末の基金残高が6,200万円となるわけでございますが、ただ、今までの例ですと、昨年度のお話を聞いてみますと、昨年を2,300万という繰入したんですね。

ですから、そういうことから言いますと、いわゆる今、厳しい財政状況でございますが、加入者の負担軽減を図る観点から、平成28年度については、現行税率を据え置く考えでございますが、一方で、昨年5月に行われた国民健康保険法の改正によりまして、国保の財政運営の責任主体が、ご承知の通り、平成30年度から都道府県に移行することが決定されておりまして、今後、道と各市町村との間で、国保事業納付金の算定ルールや事業の運営方針などについて、協議が進められる予定と聞いておりますが、現時点では不透明な部分が多い状況にあります。

いずれに致しましても、国保制度については、現在、大きな変革期を迎えておりまして、今後とも、国や道の動きを十分注視しながら、税率や運営のあり方などの方向性を見出していきたいと、こんな思いをしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

6番森岡議員。

●6番

只今の町長の答弁で理解をしたいと思います。

それで、今後の協議の中でという話になると思うんですけども、これ道に国保が移管する時に、それぞれ市町村で基金ありますよね、その辺のことは、今後の協議ということでよろしいのでしょうか。

最終的な処理については。

●議長

町長。

●町長

今、森岡議員お話したとおりで、今後、道との話し合いでどういうふうになるかということ、まだ方向性見出しておりませんから、今後の課題の一つだと、こんな思いをしているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

●議長

よろしいですか。

●6番

はい。

●議長

その他ございませんか。

8番大矢議員。

●8番

平成27年度は、国の進める地方創生に先行して、少子高齢化対策として子育て支援の充実、住宅への助成など大胆な定住対策、そして、奈井江商業高校存続のための手厚い補助などを盛り込んだ第6期まちづくり計画のスタートの年で、町内外の方々から高い評価を受け、高校では、定員を上回る希望者が集まり、また、人口動向では、転入者が転出者を上回るなど、大きな成果を上げることが出来ました。

更には、道産米の新たなエースであるゆめぴりかの産地ブランド化に向けて、農業者、農業関連機関と一体となり取り組んできたことが、第1回ゆめぴりかコンテストにおいて最高金賞を受賞するなど、第6期まちづくり計画の初年度として大変喜ばしい年になりました。

好評を得ました第6期まちづくり計画に加えて、国が進める地方創生の実質的な初年度となる平成28年度予算が今ほど示されましたので、大綱3点、町長に質問させていただきます。

1点目は、奈井江町はこれまで、まちづくり計画に基づいて、事業展開してきました。

新年度では、国が進める地方創生に対応するため、多くの新規事業に取り組みますし、病院では、方向転換がされるわけですから、第6期まちづくり計画を改定しなければならないと思われますが、今回改定がされませんでした。

総合戦略と第6期まちづくり計画との関係について伺います。

2点目は、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定するため、現在作業を進められており、中間報告もされました。

また、同時に進めている新たな公会計制度につきましては、29年度以降で対応することの報告も受けました。

国は、今後老朽化する施設を全て維持することは難しく、また、人口減少等から利用

の少なくなった施設やサービスを統廃合する、いわゆるコンパクトシティを進めようとしています。

私もサービスの維持のためには、将来の人口を見据えたまちづくりをしていくべきだと考えています。

しかし、施設の統廃合を進めることは、サービスの低下を生み、地方の過疎化を一層進めるという学者もいます。

奈井江町では、多くの町民の意見を聞きながら進めていますが、改めてコンパクトシティ構想に対する町長の所感を伺います。

また、これらの作業で最初に行う作業が資産台帳の整備だと思います。

整備状況を伺います。

3点目につきましては、今回、農業構造改善センター、屋内体育センターが指定管理から外れています。

1年計画でしたので、新たな契約はしないということですが、公共施設等総合管理計画の中間報告では、温泉は存続、農業構造改善センターは用途変更して存続、屋内体育センターは廃止という方向性が示されています。

温泉関連3施設をどのように管理運営するのか伺います。

以上3点、よろしくお願い致します。

●議長

町長。

●町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、1点目は、総合戦略に盛り込んだ新規事業の数、予算、財源について申し上げます。

先ほど、町政執行方針でも申し述べたとおりでございますが、7事業については、総合戦略に盛り込んだところでございますが、このうち、サービス付き高齢者向け住宅、いわゆる「サ高住」を除く6事業については約350万円を新年度予算に計上致しているところでございます。財源の一部に過疎債を充当する予定でございます。

なお、奈井江版CCRC構想といいますか、サ高住の整備については、現在、実施設計を、先ほど申し上げましたように進めているところでございまして、事業費が確定次第、臨時議会において、予算補正を行いたいと考えているところでございます。

また、財源の一部については、療養病床の転換に対する国の補助金を活用するほか、国の27年度補正予算で創設されました「地方創生加速化交付金」というのがございますが、その申請を行っているところでございまして、これが確定次第、明確になって参りますので、報告、また議会の議論で交わして頂きたいと、こんな思いをしているところでございます。

2点目のまちづくり計画との関係でございますが、第6期まちづくり計画につきましては、少子高齢、過疎化の進行など、人口減少の中であって、3つの基本目標、5つの政策大綱を定めまして、移住定住施策を大きな柱の1つとして策定したものでございま

して、総合戦略については、その延長線上であると申しますか、第6期計画の更なる充実を図るものでございまして、まちづくり計画の基本構想自体に変更を要するものではないということを申し上げておきたいと思うところでございます。

なお、先ほど申し上げました7事業につきましては、例年どおり、第2回定例会において、まちづくり計画への追加をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

次に、コンパクト・シティについてでございますが、私の所感をということでございますが、奈井江町は、首都圏はもちろんでございますが、例えば、十勝圏の市町村と比べるまでもなく、町自体が非常にまとまった地域でございまして、既にコンパクト・シティを形成されているものと、こんな思いをしているところでございます。

また、今回、策定した公共施設総合管理計画においても、老朽化した施設について、一部、廃止の方向性を示しつつも、近傍地にある公共施設の活用など、代替案についての記載もしているところでございまして、いずれに致しましても、地域の皆さんとよく話し合いをしながら、住民サービスの低下に繋がらないようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

次に、資産台帳の整備についてでございますが、現在、平成28年度決算から実施する公会計制度の導入に向けまして、公共施設管理計画と併せまして、固定資産台帳の整備を進めているところでございまして、平成27年度は公共施設、平成28年度につきましては土地、道路、下水道といったインフラ関連の台帳整備を行って参りたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

次に、農業構造改善センター、屋内体育センターの指定管理を含む温泉関連3施設の取扱いでございますが、両施設については、今後の温泉施設のあり方を含めて検討するため、平成27年度1年間の指定管理と致したところでございまして、また、本年度、公共施設等総合管理計画において、そのあり方について意見の集約を行って参りました。

更には、年明けから温泉施設等の経営診断を、前の議会でも申し上げましたとおり、2月末にその結果がまとまって参りましたので、現在その内容について精査を行っているところでございまして、経営診断では、管理運営に関する課題や方向性についても提言されておりますので、そこを踏まえて、まずは、温泉施設の基本的方向性を明らかにしながら、関連する両施設のあり方も決定して参りたいと、このように考えているところでございます。

また、株式会社ないえ温泉との使用貸借契約のあり方について、早急に、今、協議を行っている最中でございまして、年度内に、今後の方向性を決定して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、厳しい講評が今、続いているところでございます。

ご理解を賜りたいと、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

8番大矢議員。

● 8 番

基本的考え方につきましては、今ご答弁頂きましたので、理解を致しました。

私も議員になった、9年前になります、その時からバランスシートの開示を求めてきたところなんですけれども、今の予定でいきますと今年度中に、固定資産台帳等の整備が出来るということですから、28年度の決算の見据えた中でその決算の中でバランスシートが示されるのかなというふうに期待をしたいと思います。

また、これも、28年度予算に対する細部につきましては、予算委員会の中で質問させて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します、終わります。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(14時42分)

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会構成)

(互選結果報告)

(14時47分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には、大矢議員、副委員長には、遠藤議員、以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長に遠藤議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月17日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月17日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

3月8日から10日までの3日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

３月８日から１０日までの３日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、１１日は１０時００分より会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

(１ ４ 時 ４ ８ 分)

平成28年第1回奈井江町議会定例会

平成28年3月11日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 総括質問

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町 長	北 良 治
副 町 長	三 本 英 司
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ふるさと振興参事	碓 井 直 樹
まちづくり課長	相 澤 公
くらしと財務課長	小 澤 克 則
おもいやり課長	馬 場 和 浩
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
まちなみ課長	大 津 一 由
健康ふれあい課長	小 澤 敏 博
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
くらしと財務課長補佐	秋 葉 秀 祐
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名（0名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂
庶 務 主 幹 栗 山 ひろみ

（１０時００分）

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会ご出席ご苦労さまです。

只今、出席議員９名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第１ 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、２番竹森議員、３番遠藤議員を指名致します。

日程第２ 総括質問

●議長

日程第２、平成２８年度町政執行方針、並びに平成２８年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、３０分以内でお願いします。

（１． ２番竹森議員の質問・答弁）

（１０時０１分）

●議長

２番竹森議員。

（２番 登壇）

●２番

おはようございます。

総括質問の1番ということで、奈井江商業高校への支援について、町長へ2点、質問したいと思います。

町の高校への支援は、以前より行っていましたが、平成27年度より拡大されまして、平成28年度も継続実施する予定であります。

拡大された支援策の効果につきましては、27年度の入学生は定員になり、28年度についても、まだ入試の結果の発表はされておりませんが、入学希望者36名と聞いているところで、はっきりとその効果は現れていると思います。

この施策については、町民の理解があることは私も感じているところであります。

私も、昨年議員になったんですけれども、なりたての頃は、なんで、このような高額な高校への支援が必要なのかなということをまだ理解できないところがありました。

そこで、色々インターネット等を見ると、たまたま「過疎地における高校の存在意義について」という早稲田大学の論文を読まさせていただきました。

その中では、現在、このように人口減少・高齢化が進行して、特に、過疎地においては若者自体の存在が貴重になっている。

その中でも、日中、地域において高校生が行き交っていれば、それだけで賑わいの創出になるんだということが書かれておりました。

また、高校生の通学によって、路線バスの運行やJRの対応など、色々多面的な影響やその波及効果は、町の活性化に大きく影響するものだというものでありました。

私も、色々読んでいるうちに、まさにその通りで、すごい先見の政策だなと感心させられたところであります。

そういうことも踏まえまして、思い切った支援を、今、なぜ町がするのか、高校の存続がなぜ町にとって必要なのか、先ほど申しました高校の持つ多面的な存在価値を、もっと町民に説明した方がいいのではないかと考えている次第であります。

このことについて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、高校に関して2つ目の質問です。

高校では、生徒・教職員・保護者が一体となり、町民に信頼される学校づくりや町の各種行事にも参加するなど、地域貢献にも大いに取り組んでいるところを見ております。

また、そうした今後の活動にも大いに期待するところであります。

しかし、この少子化が進行する中、高校を存続させ続けるには、今までの商業学科という枠に捉われない、もっと地域にとって特色のある専門学科か総合学科への学科再編をすることも、学校が生き残る一つの方法ではないかと考えるところです。

例としまして、三笠高校の食物調理科、今年より始めました岩見沢緑陵高校のスポーツ総合科など、学科を変更した学校もあります。

しかし、高校は、北海道教育委員会の所管であるため、学科の変更など、非常に難しい問題だと思いますが、町の今後の取り組み方を伺いたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願い致します。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

大変、ご苦労さまでございます。

今、竹森議員から質問が2点についてございましたが、1つは高校の存続について、町民に特色ある面をPRしたらどうかということと、今1つは地域に特色ある学科編成したらどうかということでございますが、昨年より支援策の大胆な見直しを行いまして、竹森議員もおっしゃるとおり、その効果が現れていると認識しているところでございます。

ご質問は、高校存続の重要性について、町民へもっと説明すべきではないかということでございますが、まず、町にとって、いかに重要な存在であるかということでございますが、申すまでもなく、町内企業を含め地域産業を担う人材育成があげられます。

高校で育まれ、地元企業に就職することによりまして、若者の町外への流出を抑制することにも繋がるものと考えているところでございます。

また、昨年は、奈井江中学校から10名の生徒が入学致しましたし、今年も9名の生徒が志望しているということでございますが、奈井江の子供達に取りましても、目指す学校として大変、大切な学校でもございます。

なおかつ、子ども権利条例に基づきまして、子ども会議の活動においてもリーダーシップを発揮し、小学生・中学生をまとめあげるなど、まちづくりに積極的に参加して頂きまして、まちづくりのパートナーとしての役割を果たして頂いているところでございます。

更には、高校の存廃は、地域の活力にも、今、竹森議員がおっしゃったとおりでございます、地域の活力にも大きな影響を与えますし、竹森議員のおっしゃるとおり、日中、地域で高校生の往来があり、高齢者の多い本町におきまして、それだけで賑わいの創出となるなど、高校の存続は大変重要な意味をもっていると考えております。

まだまだ多くの潜在的な効果がありますが、その効果を、これまでも、産業まつりや教育の明日を考える集いの中でPRを行ってきたところでございますが、高校生自らも冬まつり等のイベント等に参加致して頂きまして、存在をアピールして頂いておりますが、今後も様々な機会を捉えながらPRにより町民の理解を得るよう努めて参りたいと考えているところでございます。

2点目の特色ある学科編成をすべきではないかということでございますが、ご指摘のとおり、奈井江商業高校は道立高校でありますので、町が直接学校運営には関与出来ませんが、先ほど申し上げましたとおり、奈井江中学校の生徒にも商業学科として選ばれておりまして、併せて、地元企業からも人材の育成に期待されているところでございます。

また、現在の情報処理科に特化した教育を進めておりまして、これも学校の特色であ

り、魅力の一つと認識しているところでございます。

いずれに致しましても、少子化が進む中にありまして、生徒確保は厳しいものがありますが、町と致しましては今後の入学生の推移も注視しながら、魅力ある学校づくりに今後とも支援して参りたいと考えておりますので、ご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時10分)

2番竹森議員。

●2番

どうもありがとうございました。

奈井江高校の支援について、もっとPRするということでもありますので、その効果が町民全員といいますか、町民に、全ての人に理解されるよう期待するものであります。

2番目の学科の編成については、先ほど町長が答弁されましたとおり、道立でもありますし、また商業科の中でも、情報処理科ということで特化したということも、私も招致しておるんですけれども、やはり、少子化が進んで、学区の、門も狭まると、狭まるということも考えられますので、よりやはり地域に根差したと、難しいんですけれども、やはり、取り組んでいかなければ生徒が集まらないと。

生徒の、町によって取り合いになるような形になっておりますので、折角この支援制度を生かして、奈井江高校が存続出来るように、みんなで努力していきたいなと思っております。

今回、高校だけに限った質問でしたけれども、丁寧な答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

●議長

以上で、竹森議員の総括質問を終わります。

(10時12分)

(2. 1番大関議員の質問・答弁)

(10時12分)

●議長

引き続き、総括質問を続けます。

1番大関議員。

(1番 登壇)

●1番

それでは私から質問させていただきます。

町長に2点、教育長に1点の質問をさせていただきます。

まず最初に町長であります、1点目は、生活習慣病予防対策とがん検診の推進についてであります。

先日、お渡しを頂きました、第2次すこやかプラン21が策定されまして、中身を見てもとても良い出来栄で、町民の健康増進に向けて、頼もしく感じられるところであります。

しかしながら、奈井江町の人口構成をみると、平成25年に総人口が6千人を切り、高齢化率は年々上昇し、世帯員数については、平成26年に2.0を切りまして、過疎化が進行しております。

高齢になっても健康であれば問題はないと考えますが、奈井江町の死亡原因のトップががんによるもので、どのがんで亡くなる方も、その割合がほぼ全道平均を上回っております。

先日お渡しを頂きましたこのすこやかプラン21のデータを見ますと、男女ともに大腸がんは全道を上回っておりますし、食道がんについては女性の場合で全道の2倍、乳がんに至っても全道の1.5倍と非常に高い死亡率であります。

そして、このがん検診の受診率も、全道と比較して同程度であります、どれも30%に満たない低い数字であり、特に死亡率の高い大腸がんや乳がんの検診、受診率はもっと上げていかなければならないと考えます。

また、色々な病気の早期発見にもなる、特定健診の受診率も少しずつ増加はしておりますが、これも道内平均より低い36%ほどであり、平成6年に健康と福祉のまち宣言を採択した奈井江町がこのままではいけないと思います。

今後、第2次すこやかプラン21推進町民委員会なるものを立ち上げる予定を聞いておりますが、この2つの検診受診率の低下に歯止めをかける具体策があれば、お聞かせ願いたいと思います。

●議長

(10時15分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員にお答えして参りたいと思うところでございますが、質問の要旨につきましては、生活習慣病予防対策とがん検診の推進(受診率)についてでございますが、全国的にも、がんが死亡原因の第1位を占めていることは、大関議員ご指摘のとおりでございます。奈井江町においても、がんが最も多い状況が続いているところでございます。

このため、がんの死亡率低下のためには、がん検診が有効とされておりまして、毎年、年3回、集団検診を実施致しまして、早期発見、早期治療に繋げているところでございます。

受診率向上に向けた取り組みと致しましては、各がん検診及び特定健診を同じ日にセ

ットして受けられるように、また、平日だけでなく土曜日、日曜日にも日程を組みまして、受付時間を早朝から時間差で設定するなど、受けやすい検診に心がけているところでございます。

また、20歳の子宮がん検診、40歳の乳がん検診、大腸がん検診については、21年度から引き続き、無料クーポン券を配布致しまして、受診の動機づけに生かせるための取り組みを行っているところでございます。

がん検診の受診勧奨におきましては、検診のお知らせを全戸配布させて頂くとともに、合わせて各種保健事業の紹介を行っておりまして、また、数年受診がない方への検診のお知らせハガキや電話での受診勧奨に努めているところでございます。

生活習慣病予防対策につきましては、20年度から開始された特定健診を中心と致しまして、早期発見、早期治療に繋げておりますが、受診率については、26年度実績につきましては39.0%、前年度より3.1%上昇しております、少しずつではありますが、意識の普及に繋がってきておると思うところでございます。

また、予防対策と致しまして、重要となる運動と食生活に関する様々な保健事業を、子供から大人まで幅広い年齢層を対象としながら進めているところでございまして、今後、がん検診受診率の向上や生活習慣病予防対策の充実を図るためには、保健センターはもとよりでございますが、保健推進員や健康づくり応援団など住民の皆さんとの連携、協力を頂きながら、健康意識の普及、促進を図ることが重要でありますので、第2次すこやかプラン21を基本としながら、全町的な取り組みとして進めて参りたいと思うところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

●議長

(10時19分)

1番大関議員。

●1番

大変ありがとうございました。

色々な対策を打っているということでありまして、今後の受診率の割合が高くなっていることを期待するところであります。

また、北海道では、自治体の特定健診の行い方について、かかりつけ医による特定健診も、との体制整備を今検討中ということも聞いていますので、町と致しましても、この辺についても、よくご検討頂きたいと思ひますし、もう1点は、自分の聞くとおるところによりますと、近隣の市町村でも特定健診受診率が9割台という市町村もあると聞いております。

こんなことも含めまして、自治体間でこういう取り組みについて、視察等が出来るのか、その辺もちょっと1点確認をしたいと思ひます。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時20分)

町長。

●町長

かかりつけ医については、奈井江町は既に始めている、ご案内の通りだと思います。
よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、他の自治体でも9割近くあるということでございますから、なお、受診率向上のために努力して参りたい、色々な角度から考えていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

また、自治体の視察等につきましても、色々な資料を持っておりますから、担当が持っておりますから、もし視察ということでありましたら、担当に言って頂ければ、ご案内申し上げたいと思うところでございます。

よろしくご理解の程、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時21分)

1番大関議員。

●1番

大変ありがとうございました。

この点について、よろしくお願いを致します。

続きまして、2点目の質問であります。

町政執行方針の最後に、職員給与の独自削減も継続するとのことですが、議員1年目ですが、私の目から見ると職員の皆さんはしっかりやっているように見えます。

以前と違いまして、自治体の抱える問題が変化し、人口減少の歯止めや総合戦略の策定など、地方に任される仕事の割合が増えていると思います。

地方創生の町民総活躍の面からいっても、経済的に地域のお金を回すという面からみても、なんらミスや不祥事のない中で、健全財政の堅持という理由だけでは、給与の削減は職員のやる気を削ぐようで心配であります。

頑張った人には相応の報酬が必要だというのが私の個人的な考えであります。この独自削減は、数年間の暫定措置なのか、流れはよく分かりませんが、今後検討する余地はないのか、町長に伺います。

●議長

(10時22分)

町長。

●町長

大関議員の2点目の質問でございますが、職員給与の独自削減につきましては、私を始めと致しまして、町理事者が自らの給与を削減する中であって、職員労働組合との話し合いを通じながら、平成14年度から人件費の削減を実施してきたところでございま

す。

今なお、町政の課題が山積し、財政状況が楽観視できない状況にありまして、昨年も職員組合等との話し合いの場を持ちまして、ご理解を頂きながら、平成29年度までの継続的な1.5%の給料削減について、ご協力を頂いているところでございます。

一方で、この取り組みは、平成16年に策定した自律プランによりまして、行政改革推進の際にも、職員と町民が相互理解の中で進めるまちづくりの確立にあたって、大きな役割を果たしているものと考えているところでございます。

モチベーションの向上については、改めて重要だと考えていることは、より良い住民サービスの提供を通じまして、町民の皆さんに感謝されることが、職員一人ひとりの充実感や達成感に繋がり、ひいては、次の意欲、やる気に繋がるという点でございます。

いわゆる、モチベーションを上げるためには、やはり、町民の皆さん方に感謝されることが一番と、こういうふうと考えているところでございます。

本年4月からは、人事評価制度が始まりますが、仕事をする上での目標設定や上司との面談などを通じながら、町民から望まれる職員像を描きながら、所管業務の推進に務めることが、職員のモチベーションやスキルを高めていくことに繋がるものと考えておりますので、今後もやりがいを感じることでできる職員の育成と、町民と相互理解によるまちづくりを進めて参りたいと考えているところでございますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

●議長

(10時25分)

1番大関議員。

●1番

この点については、なかなか難しい質問だと思いますが、町長の答弁のとおり、職員がモチベーション下げないようにですとか、住民サービスが低下しないようにですとか、しっかりと今後に対策として続けていかれることをお聞きしましたので、この点については、これで終わらせて頂きます。

続きまして、教育長にお伺いを致します。

教育行政執行方針の中で、未来を担う子供たちの育成の中の豊かな心と健やかな体の育成を推進しますとの部分での食育についてのことであります。

食育とは、健全な食生活を実現し、食文化を継承し、健康の確保などが図れるように自らの食について考える習慣や、食に関する知識、判断力を身につけるための学習などとされています。

また、不規則な食事時間や栄養の偏りなどで健全な食生活が失われているとして、家庭や学校、地域での食育推進を掲げた法律である、食育基本法が平成17年から施行されております。

これらのことから、学校において食育を推進するためには、指導体制の整備が不可欠ということで、栄養教諭制度がこれも平成17年からスタートをしております。

栄養教諭の職務としては、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことに

より、地場産物を利用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果がもたせられるとのことであり、奈井江町でも平成２０年から取り組んでいると聞いております。

この以前とは違いました栄養士が中心となった活動から、栄養教諭を配置したことによりまして、それ以前とでは食育の推進について良い変化が起きたのかをお聞きします。

●議長

(１０時２７分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

定例会のご出席大変、ご苦労さまでございます。

只今、大関議員よりご質問のございました栄養教諭を配置をした食育の推進について、ご答弁をさせて頂きたいと思っております。

今、議員よりご指摘のございましたとおり、従前より、朝食をとらない等、子供の食生活の乱れが指摘をされる中で、子供が将来にわたって健康に生活できるよう、自ら判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけることが大切というふうに言われております。

そんなことから、文部科学省では、食に関する指導の中心的役割を担う栄養教諭制度を、平成１７年４月よりスタートをしているところでございます。

本町におきましても、成長期にある子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、小学校に平成２０年４月より、栄養教諭を配置をしているところでございます。

ご質問の栄養教諭を配置したことで、食育の取り組みに変化等があったかということでございますが、配置をした平成２０年度から、各学校とも、栄養教諭の指導のもと、食に関する指導、給食指導を行っているところでございます。

食に関する指導につきましては、食の重要性、心身の健康、食品の選択能力、感謝の心、食文化を各学年の発達段階に応じた指導を行ったところでございます。

また、給食指導につきましては、準備から後片付けまで一連の中で、望ましい食生活を身につけさせる指導を行っております。

具体的に申し上げますと、準備におきましては、食事にふさわしい場や衛生面の徹底指導。食事につきましては、食事の楽しい雰囲気づくり、食物アレルギーなどの配慮について。また、後片づけにつきましては、食中毒予防の観点から持ち帰りの禁止、または食器等の片づけなどを指導をしているところでございます。

各学校の年間指導計画に基づきまして、子供たちの発達段階に応じて、望ましい食習慣と食文化に深い理解と関心が高められますよう、今後とも食育指導に努めて参りたいと考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時30分)

1 番大関議員。

●1 番

町内でも、栄養教諭を置いたことによって、色々な給食指導でありますとか、食生活についてですとか、アレルギーについてですとか、色々と頑張って指導をしているということでありました。

大変ありがたいことだと思います。

奈井江町も、お米を中心に食べ物については地場産を利用しているということで、以前からこういう利用がありますけれども、昨年、新すながわ農協のゆめぴりか協議会が全道一になりました。

その役員も自分やっているわけでありまして、この協議会は日本一を目指しておりますが、このような取り組みについても、小学校のうちから、地元ではこんな日本一の産地を目指しているところがあるんですよとか、そういうことも食育の一環に含めていって欲しいなと考えております。

中学校では、なかなかこういう時間をとることが出来ないかもしれませんが、小学校の農業体験学習の中で、こういう色々な奈井江町の生産部会が協力したいと申し出があった場合に、可能かをどうかを教育長にお伺いを致します。

●議長

(10時32分)

教育長。

●教育長

只今の、特に小学校の、私どもの基幹産業でございます農業等々の教育等々についてご質問でございますけれども、まず私どもの学校におきましては、校内で学校菜園を設けまして、従前よりミニトマト、野菜、スイカ等々の野菜を栽培致しまして、農業体験、または植物の生長等々、俗にいう理科の教材等でそういった取り組みをさせて頂いておりますし、また、特に5年生につきましては、地域のご協力を頂きまして、春は田植え、それから稲の生長観察、そして秋の稲刈り等々、本町の基幹産業であります稲作について体験学習を地域の皆さんのご協力を頂きながら、お受けをさせて頂いておりますし、また、秋には収穫祭を開催致しまして、ご協力を頂きました地域の皆さんをご招待をさせて頂いて、収穫をした新米を試食をして頂いて、交流もさせて頂いているということでご報告をさせて頂きたいと思いますが、今、ご質問のございました、生産者の皆さんが食育の関わり、可能だろうかということでございますけれども、今、申し上げましたとおり、学校ではやはり農業体験、それから学級菜園の他、例えば3年生ではメロンの栽培の流通、それから4年生がトマト農家に出向きましてトマト学習等々、学校菜園の他にそういった取り組みもしておりますので、基本的にはなかなか新しい取り組みにつ

いては、難しさはあろうかというふうに思っておりますけれども、この点につきましては、学校側にまた繋ぎをさせて頂きたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

(10時34分)

1 番大関議員。

●1 番

ほぼ、前向きな答弁だと捉えましたが、自分らも私を含めまして、色々な部会のトップがおりますので、色々な形で子供たちの学習に協力をしたいということで、教育委員会からの要請があれば、いつでも対応しますということで、この答弁を終わらせて頂きたいと思いますが、十分ご検討頂きまして、この質問を終わらせたいと思いますが、教育委員会においても、我々生産者団体としては、極力色々なところに協力をしていきますので、ご検討の程をよろしくお願いを致しまして、私の総括質問を終わらせて頂きます。

大変、ありがとうございました。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

(10時35分)

(3. 5 番三浦議員の質問・答弁)

(10時36分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

5 番三浦議員。

(5 番 登壇)

●5 番

おはようございます。

今日は東日本大震災から5年目の日です。

震災で被災された皆さんの生活と生業が一日も早く元に戻ることを願いながら、今日の質問を行いたいと思います。

今日は町長に4点質問致します。

まず1つ目ですが、これからの高齢者等支え愛活動についてです。

去年は、高齢者等支え愛条例に基づく災害時要支援者名簿、災害になった時に支援が必要な人の名簿を作るということで、町内会の区長さんを中心に助け合いの責任者など、

その人たちの協力で名簿が作られました。

そして、各町内会に、区長とか助け合いの責任者などの方にその名簿が手渡されました。

また、社会福祉協議会が主催し、助け合いの責任者などが集まり、地域で支え合うためにどんなことが出来るのかと情報交換する機会も作られました。

しかし、町内会ごとの受け止め方や、活動のあり方には、大きな差があることも明らかになったのではないかと思います。

この先、少子高齢化が進めば、高齢者に対する隣近所の支え合いがどうしても必要になってくると思いますが、地域では、この先、名簿は出来たと、その先なんですけれども、その先、何をすればよいのかという戸惑いもあることも事実です。

今後、この地域での支え愛活動を、町としてはどのように発展させようとしているのか伺います。

●議長

(10時38分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、これからの高齢者等支えあい活動についてというご質問かと思うわけですが、全国的に高齢化が進む中において、奈井江町でも高齢化率が38%を超えておりまして、今後さらなる高齢社会を迎える中におきまして、家事や買い物など在宅での生活において、何らかの支援を必要とする方が、更に増えることが予測されているところでございます。

このような状況から、将来に渡って、安心して在宅で暮らす仕組みを作っていく上で、元気な高齢者にサービスの担い手と致しまして、積極的に社会参加して頂くことが、介護予防の視点から大変重要だと思うところでございます。

この課題に対応していくためには、国は介護保険制度の改正を行いまして、これまでの事業者による在宅サービスに加えまして、住民等が主体となった生活支援サービスも、介護サービスの一部と致しまして提供することを求めているところでございます。

町と致しましては、昨年4月より、生活支援体制整備事業を開始致しまして、関係機関との連絡調整の役割を担う生活支援コーディネーターを、10月から社会福祉協議会に委託致しまして、11月からはサービスの方向性を検討する協議体と致しまして、住民支え愛推進会議を設置しました。

また、支え愛推進会議メンバーに加えまして、地域の助け合い活動の担い手と致しまして、小地域ネットワークの皆さんにもご参加を頂きまして、勉強会を開催致しまして、地域の課題について話し合いを行いました。

また、社会福祉協議会では、高齢者等支え愛条例に基づきます要支援者名簿を、見守りや声掛けなど、小地域ネットワーク事業活動の一環と致しまして活用して頂くための

研修会など開催しております。

町におきましては、平成28年度の取り組みと致しましては、具体的なサービスの検討などを進めながら、住民の皆さんにも参加頂くワークショップの開催や住民主体の活動をけん引していくリーダーの養成事業など進める考えであります。

今後も、社会福祉協議会など関係機関との連携をより深めながら、地域全体での支援体制の整備に取り組んでいくよう進めて参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時41分)

5番三浦議員。

●5番

今ほどの答弁の中でありました、住民と社会福祉協議会を中心にして、住民にどういうふうに協力してもらいたいかという取り組みが進められて、勉強会なども行われたということなんですけれども、実は私が住んでいる町内会からは、9人ぐらいそこに参加したんです。

他の地域と比べたら、随分沢山参加してたということなんですけれども、ただ、そこで、ワークショップというんですか、6、7人ずつ、グループに分かれて、どんなことをやっているのかということ进行交流したというんですけれども、そこに参加された人の地域でどんなことがされているかというのが、物凄く差があるので、町内から参加した方はとても話についていけないので、もう行きたくないというふうに帰ってから言ったんですね。

ですからそういうことじゃなくて、これから色々な勉強会とか進めていくので、もう行かないということじゃなくて、是非どんどん参加して欲しいというお話はしました。

それから、リーダー養成のということで、傾聴というんですか、高齢者のお話しとかを聞き取るにはどうしたらいいかというような、そういう学習会には、私が参加したんですけれども、これも、かなり高度なお話だなという感じがしたんですね。

ただ聞けばいいわけじゃなし、ただ世間話をするような、そういうものとは全然違うので、よほど訓練していかなければ、そういうことの活動に自信を持って参加するということが難しいんでないかなというふうに、そういうふうに感じました。

そういうことも含めて、今、町でこんなふうにやろうとしてますよ、それから、地域でこんなふうにしているところがありますよというようなことを、広報ないえなどを通じて、すごく細かなことでもいいので、ちょこちょこ発信して頂きたいなというふうに思うんですね。

老人クラブの活動については、広報ないえで何回か紹介されているのを私も読んだんですけれども、すごく参考になるんですね。

ですから、この助け合いの活動についても、同じように発信して欲しいというふうに思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

●議長

(10時44分)

町長。

●町長

三浦議員の再質問でございますが、おっしゃるとおりですね、あまり高度なことをお話ししても、難しいと思いますから、そういうことで、広報等に次の会議の準備も含めまして、内容についても十分分かりやすいように検討して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時45分)

5番三浦議員。

●5番三浦

今後も、社会福祉協議会との連携を密にしながら、全町的な支え合いのネットワークづくりということが進むことを願って、次の質問に移りたいと思います。

2つ目に、高齢者に対する、屋根の雪下ろし補助について質問致します。

2月18日付けの北海道新聞で、屋根の雪下ろし中の転落事故が多発する空知管内では全24市町のうち約6割の14市町が、雪下ろし作業への助成制度を設けているという報道がありました。

例えば、岩見沢市では、高齢者や障がい者を対象に助成制度を設けているということで、これはネットで調べたんですけれども、広報誌でも、冬の暮らし、雪下ろしの事故を防ぐためにということで、色々手続きとかについても詳しく載っているんですけれども、それを見ますと、おおよそ75歳以上とか、それから障がい者手帳を持っている方とかが対象なんですけれども、屋根の雪を下す、それから下ろした雪を排雪するとか、下ろさないんだけど落ちてしまった雪が、例えばFF式の暖房の排気の所にかかってしまったような時には、排雪だけでもやりますよというようなことで、雪下ろし等の費用の2分の1を負担する。ただし上限2万円で2回やりますということで、問い合わせ先が市の高齢介護課高齢者支援グループというふうになっていました。

それで、秋田とか新潟の豪雪地帯では、屋根の雪下ろしへの補助というのは、当たり前になっているようなんですけれども、岩見沢も雪が毎年多いので、多分こういう補助をすることになっていると思うんですね。

奈井江町でも、今年については1月に入ってから連日の雪で、屋根の雪が落ちる暇がなかったというか、それで例年に比べて大変多くて苦労しました。

雪下ろしは危険を伴うので、ボランティアに依頼するというのも、限界があると思うんですね。

近くに雪下ろしを手伝ってくれる家族がいない高齢者にとっては、業者に委託するしかないのかなというふうに思います。

ゆくゆくは障がい者への助成も必要だと思いますけれども、特に、高齢者というのは、

今まで毎年やってきたから、今年も出来るだろうと屋根に上がってしまうんだと思うんですね。

それで、やっぱりどこかで、体力的な限界もあって、事故に結び付くということが起きてくるんだと思うんですね。

ですから、例えば岩見沢のように、おおよそ75歳以上とかっていう、そういうものを見れば、それそろ自分ももう屋根に屋根に上らない方がいいのかなと、そういうふうに踏ん切りがつくのかなと。

そういうこともあって、町としても屋根の雪下ろしに助成制度を作ってはどうかと思いますが、町長のお考えを伺います。

●議長

(10時49分)

町長。

●町長

三浦議員の2つ目の質問でございますが、2点目の屋根の雪下ろしへの補助を考えてはどうかとの質問でございますが、管内の市町における助成制度の状況について調べさせましたが、24市町のうち約6割の14市町が助成制度を設けているところでございまして、対象者を高齢者や身体障がい者、低所得者などに限定している他、業者の都合によりまして、平屋建て、倒壊の危険がある家屋に限定したり、集合住宅を認めず、一戸建てに限定しているなど、様々な条件の考え方により実施されているものと承知致しているところでございます。

また、空知総合振興局の所管になりますが、生活保護者については、医師の判断により、体調不良等によりまして自力で雪下ろしをしなければ家屋が損壊する恐れがある場合には、一定の範囲内で保護費を支給されているところでございます。

三浦議員のご指摘のとおり、雪下ろしにおける事故が起こっていることもこれまた事実でございますし、また業者へ依頼し実施していることも承知致しているところでございます。

今までにない、奈井江町はですね、議員の指摘通り、大雪だったものですから、これらの状況を踏まえながら、高齢者、障がい者等の対象が限定されることも考えられますが、助成制度の創設に向けて前向きに検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時51分)

5番三浦議員。

●5番

検討をして頂けるということでしたけれども、ついでになんですけども、岩見沢のこのお知らせでは、雪下ろし安全装置を貸し出しますという制度もあるということなん

ですね。

例えば、命綱、安全ベルト、ヘルメットのセットになっているんですけども、これを無料で貸し出します。

こういうようなことも考えていけば、命綱をつかなければ屋根には上ってはいけないなということの啓蒙にもなると思うんですね。

そういう面も今後、出来ましたら一緒に考えていって頂きたいと思います。

この件については、答弁はいりません。

3つ目の公園の整備と子供の集まりやすい公園の設置について質問致します。

今後、第6期まちづくり計画や公共施設等総合管理計画にそって、町内の公園を整備していくこととなりますが、公共施設等総合管理計画中間報告書によりますと、公園の整備の中で、連合区に1ヶ所ぐらいつつ遊具のある公園を作っていく。そこに子供たちは集中していくというふうになっています。

このことについては私は大変賛成です。

子供の数が少なくなっているので、バラバラになってても子供同士遊ぶ機会もないので、それは大変賛成です。

ただ、同じく、この中間報告の中で、現在ある児童館を公民館の中に統合していくことも検討されているということです。

そうするとゆくゆくは、小学校、小学校での学童保育所、そして公民館の中で行われるであろう児童館の活動というふうに、子供が集まる施設が集中するんだなということが、ちょっとイメージしたんですね。

これも、子供の数が減っていくことを考えると、その一角に行けば誰かに会える、友達と遊べるということでは、魅力的な場所になるのではないかなというふうに考えます。

雨や雪の時には公民館の中で、主に屋内で遊んで、晴れたら屋外で思いっきり遊ぶと。

そうなると公民館の近くに、やっぱり遊具があるような子供用の公園をきちんと整備していく必要もあるんじゃないかなというふう思います。

いずれにしても、こういうことを決める時に、子供たちの意見を徹底して聞いてですね、進めて頂きたいと思うんですけども、その点について町長の意見を伺います。

●議長

(10時54分)

町長。

●町長

三浦議員の3点目の質問でございますが、公園の整備についてということでございますが、今後の公園整備の方向性については、今回配布致しました公共施設等総合管理計画中間報告書ということでございまして、町民及び子供たちのアンケートの結果も参考に、それぞれの公園機能に応じた最小限の維持管理を行いつつ、少子化などの動向を踏まえた遊具施設の効率的な更新と、維持管理の充実を図るため、市街地区の連合区各1ヶ所に遊具を集約化することを基本と考えているところでございますが、また、既存の

児童館が複合化となる場合には、児童の健全育成、子育て支援の場として重要な役割を果たしている施設でございまして、各児童館敷地内にある遊具についても、施設同様の機能を有することから、既存遊具の集約も視野に入れながら、今後、今、おっしゃっており、子ども会議や子ども子育て会議など、町民との意見交換を行いながら、公園整備の方向性について検討して参りたい。

これは、あくまでも中間報告でございますから、いずれに致しましても、今後の公園整備の基本となる公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、地域各団体、各種会議等を通じながら、そして子ども会議を通じながら、町民ニーズを捉えながら策定して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時57分)

5番三浦議員。

●5番

子供たちは小学校の高学年になるとクラブ活動や塾に通う子供たちも増えてくるのかと思いますが、公民館の中に集約する児童館の中で、例えば公民館に来ている高齢者の方たちと一緒に講座に参加するとか、それから宿題の手助けをしてもらうとか、そういうことも交流が生まれれば、これまた楽しいことだなというふうに勝手に想像しているんですけども。

いずれにしても、子供が子供時代を思いっきり楽しむということが、子どもの権利条例の根本的な方針だと思うんですね。

それが今の日本で一番欠けていることではないかなというふうに思います。

保育所だけでなく、学校に上がってからも、奈井江は子育てしやすいと、そういう町にしていきたいなというふうに私自身も思っています。

最後に、4つ目の質問を致します。

喫煙や受動喫煙の有害性の啓蒙について伺います。

この第2次奈井江すこやかプラン21というのが策定され、今年度からスタートするということです。

先ほど大関議員からの質問の中にもありましたけれども、がん対策ですね、これはこれから本当に大切になってくるのかなと思うんですけども、色々な先生が言っている中で、がんにならないために、こういう生活をしましょうという時に、必ず上位に挙がってくるのが、喫煙を止めましょうということですよね。

それで、すこやかプラン推進計画の前期の5カ年計画を見ますと、後ろの、ずっと読んでいって、良いな、良いなというふうに思って読んでいったんです。最後の方になって、プランの前期計画というところを見たら、生活習慣病予防・禁煙推進というのが、4年後の31年度の重点事項ということになっているんですね。

私はこれはもう本当に早期からやって頂きたいというふうに思っています。

町民アンケートの中でも、健康のためとか、それからお金がかかるからとか、吸いに

くい環境になったから、禁煙したいというふうに考えている人もかなりいるという結果が出ています。

また、アンケート調査では30代、40代の喫煙が比較的多いということで、これは子育て世代が喫煙をしているということになると思うんですね。

子供を受動喫煙の害から守るためにも、子供が、たばこは身体に悪いよとか、私の近くでは吸わないでというふうに言いやすい環境を作ることも大事だと思います。

そのためには、喫煙が健康を害するという事実を、もっともっとアピールする必要があると思います。

害を知っていて吸う方は、この中にもいらっしゃると思いますが、それは自由だと思いますけれども、知らないで吸い続けているというのは、これ健康被害者に等しいなというふうに私は思います。

こういうことを勘案したら、職場や町全体としても、喫煙や受動喫煙の有害性の啓蒙については、早急に手を付けるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長

(11時01分)

町長。

●町長

三浦議員の質問でございますが、禁煙や受動喫煙の有害性の啓蒙についてということでございますが、第2次奈井江すこやかプラン21が、28年度からの10カ年計画としてスタート致したところでございますが、このプランにつきましては、健康寿命の延伸と、健康づくりの環境整備を進め、町民の健康増進に向けて総合的に推進することを目的としておりまして、取り組みの内容については、生活習慣病予防、栄養・食生活・歯の健康、運動・身体活動、こころの健康、たばこの5つの領域を毎年並行して総合的に推進しておりますが、毎年、重点事業を設定することで、住民や行政、職域など、町ぐるみで健康意識を高めるよう進めていく考えでございます。

禁煙対策については、これまでも平成18年度から平成27年度までの第1次計画において取り組みを進めてきたところでございます。

10年前と比較致しまして、一定の効果が見られておりまして、喫煙率も25.8%から17.5%と低下しております。

しかし、未だ30代、40代の喫煙率が3割以上であること、家庭での受動喫煙対策が不十分であることなど課題が残っていることも事実でございまして、議員ご指摘のとおり、たばこの有害性については、大きな問題として捉えていることから、28年度以降も、重点課題の一つとして、引き続き取り組む考えでございまして、啓蒙活動につきましては積極的に進めていきたいと、このように考えているところでございますので、ご理解の程をお願い申し上げる次第でございます。

●議長

(11時04分)

5番三浦議員。

● 5 番

28年度から積極的に進めていくということでしたけれども、私が働き始めた、40年以上前になりますけれども、その頃ですと、本当に、学校の中で生徒が出入りする職員室の中で、もうモクモクの状態が普通でした。

ですから、吸って欲しくないと思っけていても、なかなか言い出せない、そういう状況があったと思います。

しかし、最近ですね、嫌煙権ということが認められるようになって、特に最近の気密性の高い建物に変わってくる中で、もう我慢できないですね。

昔はスカスカだから、結構空気が循環したんですけれども、そういうふうになってくる中で、施設内禁煙だとか、それから敷地内禁煙だとか、そういうふうにして、進められてきてますけれども、でもですね、中には、特に敷地内禁煙というは厳しいですね。

学校なんかでも校門の所から出なきゃ吸えないので、喫煙する先生たちは、秘密の部屋を作るという、そういうようなことをして工夫して吸っている方がいますけれども、それが、子供から見えていて、指導に支障をきたすというようなこともあるんですね。

私なんかは、すごく、私の周りで煙草吸わないで下さいってはっきり言うものですか、すごい喫煙者から嫌われるんですね。

だけれども、言う人が嫌われるんじゃなくて、言う人が健康のことを注意して頂いてありがとうございますと感謝されるぐらいですね、それぐらいやっぱり喫煙の健康被害について、徹底されることが必要なんだと思うんですね。

今、28年度からも重点的にやりますよということでしたけれども、その、役場の職員も含めて、小中高の教員なんかも含めてですけれども、率先して実践していくということが必要だと思うんですが、その点、どうでしょうか。

●議長

(11時06分)

町長。

●町長

三浦議員のおっしゃるとおりですね、我々職員も含めてでございますが、教職員、なお率先してやらなければいけないと、こういうふうに思っているところでございますが、健康に対する害ということを含めながら、広報等で時をおって進めて参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時07分)

5番三浦議員。

● 5 番

今、職員も含めてという力強い答弁でしたので、是非、実践して頂きたいなと

いうふうに思いますけれども、本当に、子供たちが喫煙が悪いんだということを、身に染みて大きくなっていくという、そういう町になって欲しいなと思っています。

以上で、質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の総括質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩と致します。

(休憩)

(11時07分)

(4. 3番遠藤議員の質問・答弁)

(11時20分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、総括質問を行います。

3番遠藤議員。

(3番 登壇)

●3番

第1回定例会のご出席大変ご苦労さまです。

この度の質問は、町長に大綱2点、細目5点の質問をさせていただきます。

1点目と致しまして、産地ブランド確立支援事業の予算の拡大について伺います。

この支援事業は、平成23年度より行なわれてきました。

当時としては、ゆめぴりかの米をこの町に根付かせるための最大の支援策であったかと思えます。

また、農業者が一丸となって、米作りの熱い情熱と、関係機関の指導のもと、技術の取得が出来、町としてケイ酸資材の支援、薬剤の支援等もあり、思考錯誤を繰り返し、天候に左右されながらも、大きな成果を上げることが出来ました。

今後においても、農業者が一丸となり、これまでの実績を励みに努力されることと思えます。

そこで、町政執行方針にもありました、この事業の支援策を本年度は拡大をし、更には計画案を見ると今後5年間支援をし続けるというものです

今後は、それぞれの農業者の体系が少しずつ変わり行く中で、大型機械の導入が進みますが、限界もあります。

農業者1件当たりの作付面積が年々拡大をしており、作業の省力、低コスト化を図るため、将来を見据え、新しい技術の栽培も出てきました。

農地の整備も進み、新技術に取り組む農業者も増える傾向にありますが、それが必ずしも経営収支の改善にすぐに結び付いていないというのが問題であります。

課題として、食用米にも適用になるのか、試験がこれからは必要であり、とても重要なところでもあります。

新たに取り組む農業者や地域を増やしつつ、栽培技術の研さんに取り組んでいかなければならないと思います。

そこで、質問の１点目として、産地ブランド確立支援事業の予算の拡大に対する町長の考え方と、２点目には、将来を見据え新しい栽培技術の取り組みに対する支援策について、町長の考え方を伺います。

●議長

(1 1 時 2 3 分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えして参りたいと思うところでございますが、１点目の産地ブランド確立支援事業につきましては、平成２３年度よりゆめぴりかの産地と致しまして、安定的な生産と低タンパク米の生産が向上致しまして、ブランド力・競争力が高まることを目的に致しまして、農業用生産資材の助成を行って参りました。

平成２３年度のゆめぴりかの作付面積については２５８ヘクタールでございましたが、平成２７年度には４６８ヘクタールとなりまして、品種別の作付面積では４割を占めまして、きらら３９７、ななつぼしを抜いて、第１位となっております。

この支援事業の活用につきましては、ゆめぴりかの作付面積の約８割がカバーされておりまして、農業者と農協が一丸となって、栽培技術の習得、向上に取り組んでおります。

こうした農業者の積極的かつ地道な姿勢が、昨年の「第１回ゆめぴりかコンテスト」最高金賞受賞という結果に結びついたものと実感しているところでございます。

ゆめぴりかの作付面積につきましては、今後も増えていく見込みであります。一方で、担い手不足などによりまして、農業者の作付面積の増加や生産コストの増加など、様々な課題に直面しておりますので、関係機関との連携を図る中で、側面的支援と致しまして、助成措置を継続して参りたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

２点目の新たな栽培技術への支援につきましてはでございますが、現在は、農協、普及センターと連携致しまして、生産者の圃場の一部を借りて、水稻、小麦、トマトなどの研究・試験栽培を毎年継続して行いまして、収量の増加などに繋げております。

近年は、普及センターの重点地区と致しまして、高島地区が指定され、大規模化が進む中におきまして、作業効率化や農業経営の安定化を目指して、水稻の直播栽培の研究などが進められております。

この重点地区の指定につきましては、平成２７年度で終了致しますが、更なる生産性の向上や、地域における生産技術の普及拡大を目指して、普及センターからは、引き続

きこの活動に関わって頂く意向を伺っているところでございます。

町における、こうした生産技術の取得や試験栽培に関しましては、過去においても、農業担い手育成基金の活用などによりまして、支援を行ってきた経過もございます。

今後においても、地域として、どのような戦略を掲げて、生産性を高めていくか、農業者、農協、普及センターとの連携を深めながら、この基金の活用も含めて、有効な対策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 2 7 分)

3 番遠藤議員。

●3 番

産地ブランド確立支援事業についての、町長の考え方を、私自身も理解するものですが、ゆめぴりかの栽培は、当初は、関係する人達が試験栽培が行ってきました。

そして、将来を見据えて、新しい品種にと、食味の良い、米づくりにと挑戦し、そして基盤を作ってきたかと思います。

年を重ねることで生産者が増加し、そして、その広がりが現在に至っているものだと思います。

今後も担い手が減少傾向にある中で、この奈井江の田畑を、やがて 1 0 0 人程度で、担っていかなければならないのではないかという、そんな予測がされております。

農業者の間では、それはもう無理であろうと、そんな声もあります。

こうした新たな取り組みが全面積とは言いませんけれども、将来を見据えた、これからの農業の姿だと私は思っています。

私もこだわりの部分があるんですけど、その辺の考え方を町長のご意見を伺いたいなと思います。

●議長

(1 1 時 2 8 分)

町長。

●町長

遠藤議員の再質問でございますが、おっしゃるとおり、農地が拡大していくということも、これまた事実でございまして、将来を見据えた中において、農地拡大を含めた中で、地域政策を考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 2 9 分)

3 番遠藤議員。

● 3 番

町長は、これまでも、奈井江の町をこの米で盛り上げたいという、そういうことを言われてきました。

現在も新しい品種の試験栽培が始まっております。

ゆめぴりかに変わる米が、きっとこの何年間の間にまた出てくるとは思うんです。

これからの農業者も、ＴＰＰを目の前に足腰の強い農業をしっかりと築き上げなければならないというふうに私は思っております。

色々そんな町長の思いを聞きながら、私たち自身もその新しい栽培、要するに、直播米ですね、そういったところに、本当に、生食でいけるのかどうかも含めて、色々と研究をしつつ、奈井江のこの町を、この米で盛り上げていくという、その姿勢を、農業者一体となって頑張っ参りたいなというふうに思いますけれども、今後においてもそういったところに、ご理解を頂きながらお願いしたいなと思い、この質問を終わらせて頂きます。

次に、定住施策の検証とより効果的なＰＲの活動についてということで、お伺い致します。

定住された方々との意見交換の必要性についてということで、奈井江町では、地元企業の若手職員の方々と数回にわたり、どんな町なら、この奈井江に住んでもらえるのか、多様な面から意見交換を行った結果、昨年より定住対策として近隣の市町にない、住宅に関わる大きな支援策を行ってきました。

私のように、長く奈井江に住み続けていると、今の生活が当たり前になって、これを良しとして、そして不便を感じないのが奈井江の良いところなんだなというふうに私は思っているんですけれども、町外から来られて、奈井江に定住をされた理由や、奈井江での住み心地はどうかとか、住宅建設のための補助金が魅力的で、この奈井江にこられたのか、また、奈井江に住んでどんな所が不便を感じているのか、また、改善の余地がどこにあるのか、そうした声を充分に聴いてみるのが、今後の定住対策の参考になっていくのではないかとというふうに考えます。

2 点目として、定住促進事業の検証についてということで、昨年は、近隣市町にない大きな施策を打ち出し、反響はどうであったのか、検証の結果を伺いたいと思います。

3 点目として、都市部で開催される定住移住相談会への参加についてということで、地元企業の方々をターゲットにしたＰＲはもちろんのこと、ＰＲの範囲を、近隣だけではなく、都市部にも範囲を広げて奈井江町のＰＲも含めて、定住、移住対策事業の発信していったらいいかという思いで、3 点についてお伺いを致します。

● 議長

(1 1 時 3 2 分)

町長。

● 町長

遠藤議員の定住施策の検証と効果的なＰＲについてというご質問でございますが、ま

ず1点目と致しまして、定住した方々との意見交換の必要性であります。人口減少や少子高齢化という、大きな課題への対策を講じるため、平成27年度より、住宅助成事業の大胆な見直しを行うとともに、子育て支援や教育の充実を図りながら事業を推進して参りました。

事業の実施に当たっては、今後の事業検証の参考とするため、住宅助成の申請者に対しまして、定住先を奈井江町に決めた理由など、ニーズ把握を行いながら進めているほか、転入後においては、町長への手紙をはじめと致しまして、各種委員会での会合や町政懇談会など、様々な場面で町政に意見を述べる場面がございまして、既にUターンなどで町に戻られた方が、こうした場面を活用しながら、意見を述べて頂いております。

また、3月1日からは、今後のまちづくりを検討するため、戸籍窓口においても、転入や転出の手続き時にアンケートに協力頂く取り組みを開始したところでございまして、状況を見ながら取りまとめを行うと共に、内容等について検証を行いながら、事業への反映や意見交換など、必要性についても検討をして参りたいと考えているところでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

今後においても、様々な機会を捉えまして、広く町民の皆さんのご意見を伺いながら、各種ニーズに応えるまちづくりを推進して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

2点目の定住促進事業の検証でございますが、定住促進事業の推進においては、新聞やチラシによる周知をはじめと致しまして、駅ホーム前に大型看板の設置やホームページの更新など、PRの充実を図りながら実施して参りましたが、個人や事業所からの問い合わせは、今もなお寄せられているなど、非常に好評を得ているところでございまして、人口動態においても大きな変化をもたらしているところでございます。

2月末現在の住宅助成全体の状況につきましては、全体で46件の申請がございまして、130人の方が対象となっておりますが、このうち町外の方は13件の申請でございまして39人の人口増加が図られるなど、大きな成果を挙げているところでございます。

人口動態では、転入・転出の社会動態は、転入者156人に対しまして、転出者141人となりまして、36年ぶりに転入超過となっているほか、出生や死亡の自然動態を加えた全体では58人減少しておりますが、昨年同月との比較におきましては、減少数が半減している状況でございます。

本年においても、引き続き、しっかりと検証を行いながら、定住促進に努めて参りたいと考えております。

3点目の都市部で開催する定住相談会の参加であります。今後の、人口減少に対応するため、町外通勤者をターゲットに致しました移住・定住を地方創生の最重要戦略に位置づけまして、推進して参りますが、このほか、都市部からの移住・定住の推進に向けて、お試し移住事業によるPRや広域的な取り組みと致しまして、地域全体の魅力を伝えていくことも重要でございまして、空知全体や中空知5市5町で連携を図った推進が必要と考えております。

具体的な事業内容と致しましては、空知総合振興局が主体となりまして、空知管内全

市町の連携事業では、首都圏や札幌などの都市部で「空知フェア（仮称）」を開催致しまして、イベントを通じた交流やPR活動の推進を図りながら、中空知圏域では、移住に係る支援をはじめと致しまして、ものづくり地域としての地域の魅力や、人材確保などの企業支援も合わせながらPRを推進するなど、両事業を連動して進めることが必要と考えているところでございます。

また、空知全体や中空知圏域における連携事業では、国の交付金を活用しながら進めるため、現在、国に計画書を提出しているところでございまして、交付決定の状況を見極めながら事業推進を図りたいと考えていますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

（１１時３８分）

３番遠藤議員。

●３番

意見交換会の必要性については、便利な時代にもなり、確かにホームページだとか、SNSだとかの発信も良いのかもしれませんが、意見交換会は、奈井江の町だからこそ、私は出来ることではないのかなというふうな感じが致します。

貴重な意見が集約されて、今後の対策に、私は何か活かせるんでないかなという気がしたものですから、このことについて質問をさせて頂きました。

２点目の定住促進事業の検証の結果から、想像以上に、今ほど町長の話の中でありました、多くの人たちが定住されてきたと、そんな報告がありました。

とてもありがたい話だなというふうに感じました。

特に、若い人たちの定住が多いというふうに私は聞いております。

定住に関わる支援が大きかったということに加えて、子育て支援や、医療の助成が魅力的だったという、そんなようところもあったようです。

せっかく若い人たちが、この奈井江に定住される現状があるのですから、先ほどホームページだとか、そこら辺のPRということ話を話されてましたけれども、私の感覚では、特に子育て支援だとか学校教育に、そういった部分に、都会にない町の特色を活かした活動が多くされていると思うんですけど、そこら辺のPRがちょっと足りないかなと、まだまだあってもいいんでないかなという気が致しました。

他から来る人たちが、奈井江に行って住みたい、そして、行ってみたいと思わせる、何かそういうものが伝わらなければならないんでないかなというふうな感じが致しました。

それこそ、以前にありました動画でのPRということがあれば、もっともっと、そういうものが、面白く町外の人たちに伝わっていくんでないかなと、そんな思いがありました。

３点目の都市での開催される相談会への参加についてということで、町長の先ほどお話の中から、中空知のイベントだとかフェアだとか、そういった活動を交えながら、中

空知との連携でやっていくという話がありました。

1人でも多くの人たちに定住をして頂くために、奈井江の町の良さはもちろん、PRしながらも理解してもらい、そして、前向きな取り組みがとても重要だと思いました。

町として大きな予算を投じておりますので、内容を比べてみても、どこにも負けない中身になっております。

定住対策は、まちづくり課だけではなくて、各課が定住対策と繋がる施策をもっともっとPRしながら、各課の連携をもちながら進めていった方がより良いのではないかと、どこかそこら辺、私は強調したいところなんです、町長のご意見をちょっと伺いたいと思います。

●議長

(11時42分)

町長。

●町長

1点目、2点目、3点目とありますが、申し上げた通りでございますが、特に1点目については、高校生まで医療費無料だと、あるいは子育てしやすい、そういう環境、教育も充実しているという視点から、奈井江町で若い人が、今、ご指摘ございましたように、移ってくる率が高いということが言えるのではないかと思います。

なお一層、PRを兼ねて、宣伝しながら、移住、定住に促進にまい進して参りたいと、このように考えているところでございます。

2点目、3点目については、様々な、今、意見ございましたが、そういうことを総合しながら、拡大して参りたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

各課の連携ということでございますが、これは、当然のことながら、各課連携した中でやっておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

ただ、中心的にどこの課がやっていくかということは決めておりますが、その中で、お互い連携し合いながら、各課でやっているということもご理解賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時44分)

3番遠藤議員。

●3番

町長の答弁よく理解するところです。

今後、奈井江では、総合戦略の中で、お試し移住が盛り込まれておりました。

これらを充分に稼働させて、そして庁舎内の各課と連携しながら定住促進に努めて頂きたいと思いました。

ちょっと余談にはなりますけれども、農業の中ではファームインだとか、ファームステイだとか、そういったところで体験をさせながら、そして町の良さを発信していているという現実が、もう長い月日をかけて行っておりまますから、農業者の支援も頂きながら、そういった定住対策に向けて色々と、農業部門も巻き込んで支援をして頂けたらなというふうに思いました。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

ここで、１時００分まで昼食休憩と致します。

(昼休憩)

(１ １ 時 ４ ５ 分)

(５ . ６ 番森岡議員の質問・答弁)

(１ ３ 時 ０ ２ 分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、総括質問を行います。

６番森岡議員。

(６ 番 登壇)

● ６ 番

通告に従いまして、昨日提案のございました、町政執行方針に対し、大綱３件、町長にお伺いをさせていただきます。

１つ目の質問は、定住対策にも繋がる住宅支援制度の充実に係る町が保有する土地、家屋の分譲ということについてであります。

奈井江町における定住促進対策につきましては、先ほども議員の中から発言がございましたように、平成２７年より住宅支援に対する助成を大幅に拡充する中、昨日の補正予算でも追加補正がありましたように、更には、執行方針にも示されているように、昭和５５年以来３６年ぶりの転出者より転入者の方が多くなる、これは執行方針に記されていたんですけど、大きな成果が上がっておりますことは、本当に喜ばしい限りであります。

定住に関わる施策の拡充が大きな要因であるとは思いますが、執行に当たっては色々大変なご苦労があったのではないかなと思われまます。

広報活動から受付、更に、調査、書面の処理、手続きなど、色々大変な作業だったと思いますけれども、町長はじめ関係職員の皆さんの努力に心からの敬意を表する次第であります。

新年度は、第６期まちづくり計画の２年目であり、更には、奈井江町が目指すべき方

向を記し、4つの基本目標を定めた奈井江町まち・ひと・しごと総合戦略の元年となる、非常に重要な年度となるということは、皆さんが同じ思いでいるものと考えておりますし、また、それぞれの立場で最善の努力をしていかなければならないなということは、共通の認識なんだろうと思っております。

そこで、今年度も施策の大きな柱の1つであります定住対策につきましては、住宅支援制度の充実として、住宅建設や中古住宅購入、更には住宅のリフォームに対する助成を引続き実施すると共に、新たに、町が保有する土地、家屋の分譲についても検討を行い、移住・定住の促進を図りますということが執行方針に示されておりますけれども、町が保有する土地、家屋の分譲ということについての具体的な内容と今後の進め方についてお伺いを致します。

●議長

(13時05分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思うところでございますが、質問の要旨につきましては、町が所有する土地・家屋の分譲についてということだと思っておりますが、定住促進対策では、第6期まちづくり計画の重点施策と致しまして、平成27年度より、住宅助成事業の大胆な見直しと共に、子育て支援や教育の充実を図り実施しているところでございますが、住宅助成事業の状況では、住宅建築や中古住宅の購入助成をはじめと致しまして、家賃助成、旧教職員住宅の売却などによりまして、先ほど申し上げましたけれども、町外から39名の方が転入されておりまして、特に、旧教職員住宅の売却におきましては、3区画に対し、8件もの応募があるなど、非常にニーズが高い事業と認識をしておるところでございます。

平成28年度において、引き続き、定住促進に意を用いながら事業を推進して参りたいと考えているところでございます。

議員からのご質問のありました、町が所有する土地・家屋の分譲についてでございますが、昨年、公共施設等総合管理計画策定に着手すると共に、町民ニーズの把握や施設の評価を行いながら、各施設の今後の方向性について検討して参りました。

その中において、職員住宅では、老朽化が進み、空き家となっている状況がございまして、管理戸数の削減などを進めることと致しております。

昭和40年代に建設した職員住宅においては、老朽化が著しく、修繕には多額の費用を要する状況でございまして、現在、入居者の転居等について相談を行っているところでございます。

転居が行われた後には、住宅の取り壊しにより分譲地整備を行いながら、売却など、順次進めて参りたいと考えておりますが、時期については、秋以降になる見込みでございまして、準備が整い次第、PRして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りま

すよう、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時09分)

6番森岡議員。

●6番

只今、答弁頂きまして、旧職員住宅と、早ければ秋ぐらいからということで、売却ですか、その方向でいきたいということで、出来れば本当に早くして頂きたいなと思うんですけども、私今回この質問させて頂いたのは、実は、今町長もお話ありました、この公共施設等総合管理計画、これを今回議会資料として頂きまして、職員住宅のことも、含まさっておりますけれども、様々な施設の、これは公共物ですけど、施設のことが記載されておりました。

課長の皆さんが、何かまとめて頂いたということで、大変苦勞されたんだろうなと思っておりますけれども、この中にあった、それともう一つ、町で今検討している部分はこういうところですよという土地についても、ちょっと資料頂いたんですけど、土地については、なかなかここがいい、住宅としては最適だなというような、今もう既に定住された、その辺は出てますので、他の候補地の所を見ると、なかなか難しい場所が多いというのが、率直な感想だったんですけども、それで、町の土地、家屋ということで、私はこの公共施設の管理計画のことを中心として答弁頂けるのかなというように思っていたので、ちょっとこの中に踏み込みますけれども、土地に関しては、やはり、それは分譲がいいのか、貸したりすることがいいのか分からないんですけど、やっぱり町中の今、旧消防庁舎のある辺りは土地としては最高なんだろうというように、思っているんです。

あそこは、当然、昨年、農協も複合施設としてオープン致しましたし、町の人に呼び込むということであれば、本当に友好的に活用出来るんだろうなという思いもあるんですけど、いかんせん、建物が建っておりますので、そのまま活用ということは難しいんじゃないかなというように思ってます。

それで、町の所有する、土地、家屋ということでございますので、この消防庁舎の今後の、町長、考えがあったら、今、お尋ねしたいということと、もう1点はそれも公共施設の管理の方からのことなんですが、旧江南小学校が、もう職員まとめてくれたやつを読ませて頂きました。

これも移譲がいいんじゃないかというような方向性が出ておりますけれども、今現在、閉校した経緯もあり、その時にいた小学生がまだ町内におりますので、色々な思いの中で管理を続けて、今現在あるわけでありまして、その施設については、従前より聞いておりますように、耐震化については必要がないというようなことを伺っておりますので、それこそ、賃貸等でも有効活用が出来る施設なんじゃないかなというように思いもあるんですけども、その辺、ちょっと具体的な部分になってしまいましたけれども、今の2カ所について、町長の今後の考え方がもしありましたら、お尋ねしたいと

思います。

●議長

(13時13分)

町長。

●町長

森岡議員の2つの質問に対して、お答えして参りたいと思いますが、旧消防庁舎については、ご案内の通り、中間管理報告でもございますように、いえば、景観が損ねているということと、今一つは、家屋が旧消防庁舎については老朽化しているということもありまして、これをどういうふうにするかと、最終的に協議をして参りたい、そういう観点から参りたい。

今、お話ありましたように、様々な面の活用があると思いますが、これらの用途変更と合わせて、どういうふうにしていくかと、今後の議論を進めて参りたい、こういうふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

今一つは、江南小学校でございますが、出来れば、あのまま活用して頂く方法はないかと、民が入ってですね、その中で活用出来ないかどうかということも含めて、幅広く検討して参りたい、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時14分)

6番森岡議員。

●6番

只今の町長答弁、よく理解できました。

それで、このこちらの公共施設の管理計画については、それぞれ多くの町民アンケートを踏まえて作って頂いているんですけど、当然、町民と意見交換をして最終的に結論を出すという施設も当然ありますけれども、これは、もうこういう方向だよなという、大方の合意が得られるような場合については、この辺の分譲や移譲ですか、いうようなことも、出来る限り早く進めて頂きたい。

今、先ほど職員住宅みたく秋ぐらいとかという話がありましたので、28年度の最終報告前に、手をかけていって頂けるということでありますので、他のところに関しましても、土地も含めて出来る限り、早めに対応を決めて頂きたいということを申し上げます。

それでは、2件目の質問をさせていただきます。

2件目の質問は、企業との連携、支援の充実というところの項目で示されております、企業誘致活動について、お伺いしたいと思います。

空知団地への新たな企業の誘致活動につきましては、例年、関係機関と連携をしながら企業訪問に努力をされていると思います。

この企業誘致ということは、本当に簡単に結果が出る取り組みではありませんし、地道な努力の積み重ねが非常に大切だということについても、自分も十分に理解をしているつもりであります。

しかしながら、町が取得をした空知団地の今後の有効活用ということについては、奈井江町総合戦略における基本目標の1つであります、あらたな活力を生み出す仕事づくりを目指すということにも繋がりますし、この目標の後に記載されておりました取り組みを進める施策として、企業誘致の推進が基本的な方向として記されておりますように、今後とも努力を続けていくことが必要なんだろうというように考えております。

現在、奈井江町が取り組みを進めている、企業立地促進事業につきましては、それは工場の要件等がありますけれども、工場等への投資、土地の取得や、更に町内在住者の新規雇用に対する助成を始めまして、固定資産税の減免措置等、出来る中で最善の施策を講じられているんだろうというように私も思ってますけれども、今後、様々な場面でのPRにも努めて頂いているということも理解を致します。

空知団地に限らず、また、企業の規模の大小に関わらず、新規の企業が奈井江町に進出して頂くというようなことが、もしあったとしたら、それは当然、定住や雇用にも繋がりますし、更に、町の活性化や活力の向上にも繋がるということを考えれば、新年度につきましても、企業誘致活動に、大いに努力を頂きたいと思っております。

それで、執行方針に記されております企業誘致活動に関する新年度の取り組みについて、町長にお伺いを致します。

●議長

(13時19分)

町長。

●町長

森岡議員の2点目の質問でございますが、新たな企業の誘致活動の取り組みについてのご質問であったかと思うわけでございますが、空知団地の新たな企業誘致につきましては、雇用の拡大や定住対策など、町の活性化に繋がる、町の重要施策の一つとして捉えております。

空知団地は、平成26年3月に独立行政法人中小企業基盤整備機構から48.8ヘクタールを取得したことは、ご承知のとおりでございます。

今日まで、関係情報を基に致しまして、北海道及び美唄市と連携を図りながら、更には、独自に企業訪問をするなど、誘致活動を行って参ったところでございます。

こうした中、相手に対する守秘義務がございますので、内容を詳しく申し上げられるわけにはいきませんが、大きな企業から土地の引き合いがあり、誘致に向けたトップセールスを行った経緯もございます。

しかしながら、なかなか結果に結びつかず、誘致活動の難しさを痛感しておりますが、今後も粘り強く企業誘致活動を行って参りたいと思うところでございます。

そのためにも、情報収集は大切でありますので、引き続き関係機関と連携を図って参りますが、東日本大震災以降、リスク分散を目的に、北海道への企業移転が増えている

との情報もございまして、北海道が策定致しましたバックアップ拠点構想の推進にあわせて、比較的災害が少なく、また交通網が整備されている、内陸型の空知団地の利点を積極的にＰＲした誘致活動を行って参ります。

また、町内の立地企業では、設備投資による事業の拡大や雇用の創出など、本町の経済基盤をしっかりと支えて頂いておりまして、新規の企業立地と同様の経済効果があるのも事実でありますから、これらに対する支援も含めた、企業誘致活動に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 3 時 2 2 分)

6 番森岡議員。

● 6 番

只今、今年度の企業誘致活動についてのご答弁頂きました。

それで、多少ならずとも今町長が言われました震災以降の、企業のデータのバックアップ機能とか、そういう内陸的に必要な部分の企業には、空知団地は需要があるのかなというように、そういう、これも一つのチャンスなんだろうと思いますし、何年か前でしたかちょっと忘れちゃったけど、リーマンショックの後には、大変な状況だったんですけど、それから見ると今少し、経済全体が立ち直ってきて、地方にはあまり波及がないというようなことも言われますけど、ただ、この間新聞みたら、求人しても、従業員が集まらないとかという、雇用が足りないんじゃないかと、従業員が集まらないんだという問題があるんだということは出てましたけれども、様々な面も踏まえましても、企業を誘致、努力頂いているんでしょうけど、本当に重要な取り組みだなというように思っています。

それで、空知団地は今、町長お話があったように、26年3月、町が前の機構から取得をしております。

それで、その前は、当然機構の方から固定資産税に充当する部分といたら、確かそんな説明だったと思いますけれども、ある程度の管理費用をそこでみれたんですけど、今町が持っておりますので、町も毎年、管理費が発生しておりますけれども、その部分も考えていくと、空知団地の活用というのは、大きなテーマであって課題なんだろうなというのは、自分の中で思っています。

それで、本当に、今、町長が言ったように、シークレット対談と申しますか、どういう表現されたかちょっと忘れちゃったけど、表に出て来ない部分でね、町長が努力されているということは、これはもう担当課からよく聞いてます。

それは、質問するということで聞きに行った時に、伺っておりますし、当然ながら相手のあることですから、公に出来ない、守秘義務、当然その通りだと思います。いうこともあるでしょうしね、私たちの知りえない中で町長が頑張っていらっしゃるというのも、聞いているところなんですけれども、ただですよ、奈井江町で色々な人脈を含めて、一番大きなアンテナ持っているの、多分、町長だと思うんですよ。

それは様々な方面に対して。

それは、町長、長年の経験とか色々人脈もあるでしょうし、奈井江町として自治体として、色々なことを全国に発信をしてきた。

言い方が適切かどうかは分かりませんが、北町長でしか出来ない誘致活動があるんじゃないかなって私は実は思っていて期待をしているところなんですけれども、そこで、こういうことをやるんだということではなくて、新年度、是非、今一步、町長踏み込んだ企業誘致活動に努めて頂きたいと、これは私の期待を込めてのお願いなんですけれども、そのことについてだけ、ご答弁を頂きたいと思います。

●議長

(1 3 時 2 6 分)

町長。

●町長

今、期待を込めて、要望があったところでございますが、全力を傾注して誘致活動に役割を果たしていきたいと、こんな思いをしているところでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(1 3 時 2 6 分)

6 番森岡議員。

●6 番

それでは、最後、3つ目の質問にさせていただきます。

3件目の質問につきましては、サービス付高齢者向け住宅の開設ということについて伺いをしたいと思います。

サービス付高齢者向け住宅につきましては、奈井江町総合戦略において、奈井江版C R C構想として事業化をされまして、定住対策と並ぶ新年度の重要な施策であります。

町立病院が、病床数の削減をする中で、3階のスペースに医療や介護を提供する環境を整えて、自立や軽度の支援があれば自立が出来る高齢者に住まいと共に健康で生きがいのある生活が出来るように計画をされまして、新年度におきましては、11月の開設を目途に、改修工事や様々な準備が進められることと思います。

今まで、様々な部分でこの事業については報道されてきましたけれども、公立病院としては、道内初の取り組みだということと、厚生労働省のお話も出てたんですけど、全国的にも聞いたことがないというようなことであり、今、この奈井江町が取り組もうとしている事業については、非常に注目をされていることであると思っております。

今年度の執行方針の中でも、特に申し上げたいことということの中で、この病院内における、サービス付高齢者向け住宅の整備につきまして、ちょっと引用させていただきますが、医療や生活の場を提供し、農地を活用した作物の育成、収穫の喜びを感じながら、健康づくりや地域への貢献など、生きがいを持って生活できるようにしていきたいと記されているように、この事業の取り組みに対する町長の思いや、施策としての重要性を

ひしひしと感じており、関係するみんなで力を合わせて、事業を推進することがとても大切なことなんだというように考えております。

そこで、新年度中に開設をされますサービス付高齢者向け住宅につきまして、3点について町長の基本的な考えになるかと思いますが、お尋ねをしたいと思います。

まず、1点目は、入居される方の利用料ということについて、基本的な考えをお伺いしたいんですけれども、当然ながら、新規開設をするこのサービス付高齢者向け住宅は、保険施設ではありませんので、維持管理を含め掛かる経費の部分を当然、利用料とするということで求めることになると思いますし、設備やサービスに係る付加価値についても当然踏まえる必要があるんだろうというように、私は感じておりますけれども、この利用料の設定についてということに関して、先ず町長の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

合わせて2点目は、入居の要件ということについて。

要件という言葉は適切かどうか、ちょっと判断できないんですが。

国が進めるCCRC構想につきましては、皆さんご存じのように都市から地方への移住ということが一つの大きなテーマであります。

今回のサービス付高齢者向け住宅の開設ということにつきましては、CCRC構想の奈井江版ということでありますけれども、多分、町長が報道機関に奈井江町の総合戦略のプレス発表をされた翌日の報道だと思いますけれども、札幌や都市部の元気な高齢者を呼び込んで将来の医療や介護もケアをする施設という、これは報道の記事でありますけれども、のように記述をされてましたように、当然ながら町外からの移住ということについても期待をされていることと思います。

そこで、あくまで予定ですけど、11月がオープンということであれば、9月の頃より、前後するかと思いますけど、入居の募集をされると思いますけれども、当然ながら、町内からも入りたい人がいる、町外からもいるというような状況が想定されます。

これを要件とっていいのかわかりませんが、そういう状況に関して、今、町長どのように考えているか、これも基本的な考えで結構であります。

それと3点目は、この事業の会計処理についてでありますけれども、サービス付高齢者向け住宅ということの、これは運営については一つの事業として捉えて、その部分の収支は独立したものというように考えておりますけれども、病院事業会計の中でされるということですが、どのように会計処理をしていくのかということにつきまして、以上、3点、サービス付高齢者住宅に関して、3点、町長に質問致します。

●議長

(13時33分)

町長。

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、質問事項については、サービス付高齢者住宅の開設についてということでございますが、1つ目としては、利用料の基本的考え方について、2つ目としては、入居要件に対する考え方について、3つ目とし

ては、今後の病院事業会計における会計処理についてということでございますが、まずは、１点目の利用料の基本的な考え方についてお話し申し上げたいと思いますが、サービス付高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定によりまして、高齢者が日常生活を送るうえで、良好な居住環境を提供することが何より重要とされておりますが、今回、病院内に住宅を開設する目的と致しましては、住まいの確保とともに、医療介護サービスを一体的に提供致しまして、低価格でゆとりのある生活を保障することを基本コンセプトの１つとして考えているところでございまして、利用料については、近隣市等の民間事業者が運営するサービス付高齢者住宅の設定料金の現状を勘案するとともに、合わせて所得の状況に応じた金額の設定を考慮に入れながら、より多くの方々にご利用できるよう住宅として進めて参りたいと考えているところでございます。

２つ目の入居要件に対する考え方についてでございますが、住宅の開設にあたっては、町民からの入居希望者はもとよりでございますが、奈井江版ＣＣＲＣ構想に基づきまして、町外からも広く入居を募集する考えでございます。

今後の入居募集につきましては、募集の進め方や募集期間、入居要件など具体的な内容を様々なケースを想定しながら、早急に整理して参りたいと考えているところでございます。

３点目の今後の病院事業会計における会計処理についてでございますが、住宅の運営に関する事業会計につきましては、北海道と協議の中で、病院との一体的な運営となることから、病院事業会計に含めた会計処理が可能との結論を頂いているところでございますが、今後、住宅の運営に関する事業予算を計上する段階で、公営企業会計上の基準によりまして、病院と住宅とのそれぞれの収支状況等を明らかにしながら、会計処理を進めて参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時36分)

6番森岡議員。

●6番

基本的な考え方ということで、今、それぞれご答弁頂いて、会計処理については、きちっと示して頂きましたけれども、それで、ちょっと意見も含めて、再質問ということになるかなと思うんですけれども、私が考える利用料については、ということなんですけど、当然、病院の３階全て、ワンフロアを活用するわけなんですけれども、その居住スペース部分の、建物やついている設備、今回、改修に投資もしますけれども、そういう部分をこれ、例えば利用で償却していくんだよということになるとこれ結構すごく高いものになってしまいますので、そうはならないだろうというふうに思っております。

今、町長、低価格でゆとりのある生活と言われましたけれども、こういうことにはならないということに思います。

ただ、やはり、設備を含めた様々なサービスをやはり、これは町の付加価値という、町がサービスする付加価値ということを考えれば、一定のこの料金設定が必要なんじゃ

ないのかなと、これは私そのように思っまして、低価格でゆとりというコンセプトに私の意見は反するかもしれませんが、ただ、自治体が運営したら安いのかというようなことにはなっては僕はいけないだろうというように思います。

そのようなことを含めて、この利用料についてということについて、もう一度お尋ねしたいと思います。

それと、要件については、当然これから調整というようなことを、今、言われましたので、それは十分応募する方がきちっと理解をして応募できるような形にして頂きたいなというように思ってます。

自分もこれが入居したらどうなるんだろうなというような色々なことを想像する時に、例えば、当然、町内の人と遠くから来た人が施設の中で触れ合って、農園があって、みんなで野菜を作って、収穫をしてというような、非常に本当に夢がある事業であるので、そういうような、これはあくまで理想なんですけど、そういうバランスがとればいいなというような期待をしております。

民間の賃貸であれば、もう先着順に要件整えば埋まっていっちゃうわけですがけれども、その辺に関しても、これから調整をするということでございますので、熟慮をして頂きたいと思いますけれども、先ほど申し上げました利用料についての、もう一回、基本的な考え方、私の意見にちょっと意に沿わないと思いますけど、もう一度答弁頂きたいということと、それと、今、要件それから利用料も含めて、当然ながら、その施設を公の施設として条例で定めるのか、例えば病院内の施設内の規則で運営していくのかということは、これは、今、私が心配することではないんですけど、当然入居募集の前にはきちっと整理したものが当然必要であり、我々も意見をいう場面があって頂きたいなということを思いますとね、その辺の準備は早急にと申しましたけれども、大体いつ頃を目途にされているのかということについて、お尋ねします。

●議長

(13時40分)

町長。

●町長

再質問の内容でございますが、答えられることと、直ちに答えられないことがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

ただ、施設整備については、これから国、道との話し合いもございますし、やはりそういう中で、国の補助、あるいは道の補助を含めながら、どこまでどういうふうになるかということをまだはっきり明確になっておりませんから、地方創生ということもございますし、その中でどういう予算付けをして頂けるかということも含めながら、利用料については、今後考えていかなければならないと、こういうふうに考えておりますので、そういうことも含めて全容が明らかになった中で、利用料を決めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれに致しましても、6月定例会には提示して参りたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 3 時 4 2 分)

6 番森岡議員。

●6 番

今の再質問の答弁については理解を致しました。

それで最後にもう 1 点、再々質問なんですけれども、これ以上、発言出来ませんので、お願いを含めてしますけれども、当然これから早急、今もう 3 月ですから、6 月定例会といったら 2 カ月ちょっとで、その場面がくるのかなと思うんですけれども、当然担当の皆さんはじめ、町長はじめ、本当に検討したり、調整したりすることが、非常に、多いと思うんですよね。

その中で、本当に良い施設となるように、熟慮に熟慮を重ねた中で、方針を決めて頂きたいなということは、これは私の希望であります。

それで、最後の質問なんですけど、聞くか聞かないか悩んでいたんですけど、聞かせて頂きます。

このサービス付高齢者住宅についてなんですけど、本当に町長の思いのこもった夢のある施設だというように思っているんですけど、それで、そんなこと議会で聞くかよと思われるかもしれませんが、私、この施設に名称つけて欲しいんですよね。

昨日色々、昨日遅くまでやったから、調子悪くなったのかもしれませんが、奈井江町の色々な施設のことを思って、色々、再質問で何を聞くかとかって考えてたんですけど、保育所にははぐくみという名前ありますよね。

で、高齢者の福祉施設にはやすらぎの家というのがあって、駅前の施設にはみなクルという名前がついているんですよね。

当然つけて頂けるものと思ってますけど、そのように、何かその名称をみると施設の役割とか性格が分かるような、良い名前、奈井江の施設にいっぱいっているなということをしみじみ感じまして、そういうことを踏まえると、今までこの常任委員会等でもこの部分については、去年の 1 2 月から色々補正の中とかで話ありましたけれども、いつまでもサービス付高齢者住宅じゃないんだろというように、自分なりには判断しているんですけど、その辺、何か、誰がみても、本当に施設の優しさが分かるような名称が必要なんじゃないかなということについて、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

私の発言はこれで終わります。

●議長

(1 3 時 4 4 分)

町長。

●町長

今、ご意見あった通りでございまして、それも考えております。

いずれに致しましても、皆さん方に親しみのある名前を、呼称をしていきたいと、こ

ういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。
以上、答弁と致します。

●議長

以上で、森岡議員の総括質問を終わります。
ここで1時55分まで休憩と致します。

(休憩)

(13時45分)

(6. 7番笹木議員の質問・答弁)

(13時56分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開致します。
引き続き、総括質問を行います。
7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。
長時間に渡り出席ご苦労さまです。
私が最後の質問になりますので、よろしくお願い致します。
それでは、先の通告に従いまして、町政執行方針、教育行政執行方針から町長、教育長に、それぞれ2点の質問をさせていただきます。
始めに、在宅介護支援の推進について、お伺い致します。
内閣府が発表した一人暮らし高齢者が、高齢者人口に占める割合は2025年に男性14.6%、女性22.6%に増加すると予想され、奈井江町においても例外ではないと思います。
このように高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も予想される中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。
また、この地域包括ケアシステムは、あくまでも地域の実情、特性に合わせた仕組みづくりの構築になります。
医療、介護、予防、住まい、生活支援など、切れ目なく提供できる体制のために関係機関の連携体制、在宅医療提供体制の整備、介護予防の充実、関係分野への人材確保などの構築にあたっての課題として、医療、介護、福祉の行政の縦割り制度の克服など、スムーズな施策推進のために社会福祉協議会に専門職員を配置し、連携の強化に繋ぐことは出来ないのか町長のお考えをお伺い致します。
また、地域で取り組む包括ケアシステムでは、認知症対策が大きな柱の一つになりま

す。

今後、高齢者が急増する上で、認知症患者、また予備軍も増えるものと予想されます。厚労省では、これまでの基本的な考え方として、認知症の人が行動や心理症状等により、危機が発生してからの事後的な対応を主眼としてきましたが、今後、目指すべきケアの考え方として危機の発生を防ぐ、早期事前的な対応に基本を置くとしております。

奈井江町においても、認知症サポーターキャラバンの推進など進められておりますが、新年度予算に計上された施策の具体的な内容について、お伺い致します。

●議長

(13時59分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答えして参りたいと思うところでございますが、1点目の専門職員の配置と、社会福祉協議会との連携・強化について、お答え致したいと思うところでございます。

笹木議員のおっしゃるとおり、地域包括ケアシステムの構築が大変重要なことでございまして、そして地域福祉活動の中心組織であります社会福祉協議会の果たす役割には、非常に大きなものがあると考えているところでございます。

これまでも、町と社会福祉協議会は、町の福祉の推進のため、様々な形で連携協力をしておりますが、特に、平成27年度からは、生活支援体制整備事業の中心的役割であります生活支援コーディネーター業務を委託してありますが、この事業では、既存の社会資源の有効活用や新しい資源の開発などを進めることとしておりますが、従来から社会福祉協議会が担ってきました、小地域ネットワークやボランティア活動などの地域福祉活動をベースにしながら、必要な生活支援サービスを提供する基盤を構築していけるよう、協議組織であります奈井江町住民支え愛推進会議と連携しながら、事業推進を図って頂きたいと考えているところでございます。

この推進にあたりましては、平成27年度より委託料を支出させて頂いておりまして、業務量に応じた人員体制の整備等も含めて、社会福祉協議会にお願いをしているところでございまして、まさに、生活支援コーディネーターの配置をきっかけに致しまして、体制整備が始まったと考えているところでございます。

少子高齢化により、年々地域福祉サービスのニーズも複雑化している中におきまして、介護保険制度改正に伴う総合事業への取り組みを、従前からあります小地域ネットワーク事業やボランティアの活用等、地域との一層の繋がりを持った活動となることを期待するものでございます。

このように、今後の社会福祉協議会が事業の推進にあたりまして、明確なビジョンを持って、各種社会福祉関連事業に取り組んで頂き、町のパートナーとしてお互いに連携・協力をしながら、まさに「車の両輪」となって、更に介護、福祉事業に取り組んで

頂きたく、そのために社会福祉協議会と今後の体制協議をしながら、必要な支援は行って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

2点目の認知症施策事業の具体的な内容についてお答え致したいと思いますが、奈井江町の平成37年度における人口推計では、総人口に占める75歳以上の後期高齢者の割合は33.2%と、3人に1人が後期高齢者となる見込みでございまして、認知症の出現率は年齢とともに高まり、特に、後期高齢に入ると加速すると言われておりまして、平成37年の全国の認知症有病者数は約700万人と、平成27年の1.3倍に増加すると推計されています。

本町においても、今後、認知症の方が増加することが予測される中におきまして、認知症に対する住民の理解を頂きながら、新たな体制づくりを進めて行かなければなりません。

このため、地域支援事業において、認知症総合支援事業が新たに位置付けられ、認知症の方を早期に発見し、医師や介護関係者など、多職種が連携して対応する認知症初期集中支援チームの設置や、関係機関や家族などを含めた、関係者間の連携を総合的に調整する役割を担う認知症地域支援推進員と致しまして、昨年研修を修了している職員を4月より配置したいと考えております。

また、認知症初期集中支援チームについては、チーム員の中に医療介護の専門職に加えて、認知症サポート医に加わって頂く必要がございまして、本町においては、日頃より住民に身近な医療を提供して頂いている奈井江医歯会の先生に、認知症サポート医として支援チームにご協力をお願いし、4月以降、具体的なチームの設置を目指していきたいと考えているところでございます。

また、ケースによりましては、より専門的な見地からのアドバイスが必要となることも予想されることから、認知症疾患医療センターがある砂川市立病院の専門医師と連携する仕組みづくりについても、合わせて進めて参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時05分)

7番笹木議員。

●7番

只今答弁を頂きましたが、介護施設の拡大ですけれども、民間の運営を除いて、今後、様々な意味で本当に限界なのかなという思いがします。

したがって、今後ますます在宅介護、町長がおっしゃった在宅介護の占める重要性というのが、極めて重要になってくると思うんですね。

ただ、奈井江町は所管がちょっと複数になっているという部分があって、それに関わる職員もそれぞれの課に必要になりますし、1人の職員が抱える仕事の範囲も広範囲になるのかなというふうに、これはこの問題に限らず私、絶えず思っていることなんですね。

在宅介護の施策自体は、大変重要ではありますが、一方、その窓口を一括化に出来るのであれば、今、よく言われている見える化ですか、それにも本当に繋がっていくのかなという思いがあります。

ここでは、所管の連携に留まらず、今回は社会福祉協議会という部分で私もここの組織自体というか、社会福祉協議会に実のところ、もっと頑張ってもらいたいという思いがあるんですよ。

それで、今回、執行方針の中に、社会福祉協議会という部分も出てましたので、今回質問とさせて頂いたんですけれども、在宅介護全般の総括的な窓口が、社会福祉協議会で出来ないのかなという思いがあります。

今ほどの答弁の中で生活支援コーディネーターの配置をしたということでもありますね、社協にね。

まだまだ住民が、そのコーディネーターの方に、どうコーディネートして頂くのかという部分までは、悩まれている住民の方もまだ全然そこまで手が届いてないという状況かと思うんですよ。

そこら辺も、折角いるコーディネーターですから、本当に出来るお力を発揮して欲しいと思いますし、町の中で、社会福祉協議会のどうなんですかという質問はちょっと私の中では、タブーなのかなという思いが少しありました。

組織が違うという部分で、がありますからね。

ちょっと触れないのかなという思いがあったんですけれども、あえて、本当に私頑張りたいという思いもあって、今回の質問させて頂いたんですが、町長、これから奈井江町として、この社会福祉協議会が、町のどのような役割を果たしてくれるのかという部分で、町長、どのような所感をお持ちか伺いたいと思います。

●議長

(14時08分)

町長。

●町長

今、再質問のありました社会福祉協議会の位置付けでございますが、いうまでもございません、町と一体にながら、連携し合いながら、協力し合いながら、そして町民に分かりやすい窓口を一つにするということも検討課題の一つだと考えておりますので、ご理解頂きたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

社協については、内容を含めてでございますが、これから模様替えをしていかなければならない、職員を1人、先ほど答弁致しましたように、配置するということもございまして、質的に、しかもレベルアップしながら、町と連携し合いながら、その中で、町民が分かりやすいように、窓口を一つにしていくということも、一つの方法だと考えておりますので、そういう方向で進めて参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時10分)

7 番笹木議員。

●7 番

本当に今、町長から社会福祉協議会に対しての町長の思いというか、そういう思いを聞かせて頂きました。

本当に、頑張ってもらわなくちゃいけない、これからの組織だと思いますし、全国見ますと、本当に頑張っている社会福祉協議会が沢山あるんですね。

そういう部分を見た時に、奈井江でもそんな方向で進んでいって欲しいなという思いで、この度の質問をさせて頂きました。

どうか良い方向性になっていくように、アドバイスも含めて、よろしくお願いしたいと思います。

今、再質問はしなかったんですけども、この認知症、本当にこれから間違いなく増えるであります。

それで、本当に在宅支援を認知症を抱える人たちがどう在宅をしていくかということが、これが一番の問題になっていくのかなと思います。

もう受け入れ施設はないという状況で、仮にあったとしても高額で、なかなかという、そういう声を町民の方からも聞きますから、そういう部分では、本当に、集中支援チームですか、どなたがチーム長になるか分かりませんが、本当に本腰を入れた、町民一人一人が、認知症の方を抱えても安心なんだという方向性で、頼れるチームになるように、またそういう位置付けになるように、お願いしたいと思います。

では、次の質問に入らせて頂きます。

次に、子育て支援の充実について、お伺い致します。

子育て世代包括支援センターについては、昨年、まち・ひと・しごと創生基本方針で閣議決定されたところでありますが、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点の整備をはかるとされております。

奈井江町においては、妊娠前、妊娠期、出産、産後、育児という流れの中で、これも健康ふれあい課とおもいやり課の所管になっております。

当然必要な連携を取りつつ対応されていることと思いますが、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を実現するためには、フィンランドのネウボラのように、単一機関の、一人のコーディネーターが継続的に関わることが出来たら、大きな安心に繋がると思います。

いずれにせよ、今後、奈井江町における子育て支援センターの相談窓口と、保健センターの連携が一層重要な役割を果たすことになろうかと思います。

ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用出来るよう、きめ細かく支援が出来る体制についてお伺い致します。

また、子育て世代包括支援センターは、概ね５年後までに全国展開を目指すとなります。

今後、広域での体制確保も視野に入れ、施策の取り組みについてお伺い致します。

●議長

(1 4 時 1 3 分)

町長。

●町長

笹木議員の２点目の質問でございますが、子育て支援の充実ということでございますが、答弁の先ず最初のご質問についてお答え致したいと思うところでございますが、現在、子育て支援に関する各種事業については、関係各課が役割分担及び連携を図りながら実施しておりますが、妊娠前から出産・子育てに至る時期において、安心して子育てができる環境整備を目指しておりますが、妊娠期は、保健師が生まれる前の健康相談やママ友クラブを行い、健康、育児相談やお母さんの交流を、出産後は、保健師、子育て支援センター保育士が乳児家庭全戸訪問を行い保健指導や育児相談を、そして、乳幼児期は、健診の他にベビースクールやなかよし広場によりまして、母子への心身ケアや育児サポートを行うとともに、子育て支援センターでは、子育て中の親子が交流できる場の提供、成長にあわせた遊び、運動などについての情報提供や相談支援を行っております。

また、５歳児健康相談については、就学に向けての準備段階と致しまして、教育委員会も含めて３課により実施しておりまして、子供の健やかな成長や発達を促すため、生活面でのアドバイスや継続した相談支援、必要に応じた専門機関等の紹介を行っております。

このように、可能な事業については既に必要な連携のもとに実施しているところでございます。

また、相談に対する対応につきましては、子育て支援センターと保健センターが窓口を担い、育児や発育、健康相談等の様々な相談に対応しておりますが、その中で支援が必要な場合は、関係機関の実務者が集まりケース会議を守秘義務の中で実施致しまして、情報共有、連携のもとで支援に繋げております。

いずれに致しましても、国では、子育て世代包括支援センターについては、平成３２年度までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していくとしていることから、今後、示される具体的な当事業の主旨を踏まえ、切れ目のない子育て支援、そして、相談窓口体制の充実を図って参ります。

２点目の広域的視点による体制確保、施策の取り組みについてでございますが、妊娠期から子育て期の各ステージにおいて、必要となる支援について、子育て期の療育支援など、町単独で実施することが困難な事業については、今後、関係機関との連携調整も含めながら、広域利用が可能かどうか状況を確認しながら、いかに、ニーズにあった支援ができるかを検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 4 時 1 7 分)

7 番笹木議員。

●7 番

この、今、先ほど質問させて頂いたワンストップ相談窓口ですけれども、先ほどの在宅介護支援の質問とも重なってしまうんですが、相談の窓口を、例えばこの子育てに関する奈井江町の相談窓口としては、町民の皆さんに周知している部分では、保健センター、子育て支援センター、おもいやり課、子育て支援係、それから教育委員会というふうになってますよね。

ですから、一括化といいますか、町長確かに連携をしっかりと、もうされているんです今までも、連携化されているから、スムーズに様々なことが進んできていると思うんですが、私この連携というのは、時間も含めて、ものすごいエネルギーが必要じゃないかなと思うんです。

もちろん、今ほど町長の答弁ありました、守秘義務の部分もありますよね。

ですから、何とかここら辺も、そのワンストップ相談窓口ですから、集約できるというか、そういう方向性になる可能性は、難しいことなのかなって思うんですけれども、町長に伺います。

●議長

(1 4 時 1 9 分)

町長。

●町長

今、笹木議員の再質問でございますが、なかなか分野によって、今まで連携していることは事実でございますし、そして守秘義務もございますし、様々な面で、担当が違うことも事実で、ただ連携し合いながらやっていることも、ご案内の通りだと思いますが、ただ、町民に分かりやすいように、どういうふうにするかと、研究検討していきたいと、こういうふうに考えておりますので、私が窓口を1つにするとなりますと、混乱を起こす可能性がありますので、十分相談しながら、どういうふうに町民に分かりやすく、どのようにしたらいいかということも含めながら考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 4 時 2 0 分)

7 番笹木議員。

●7 番

本当に今自体でも、職員さん本当に色々な仕事を掛け持ちしながら、大変な状況の中

で仕事をして頂いて、今、町長の答弁にあったように、混乱をきたしたら、これまた大変な本末転倒しちゃうんですけれども、簡素化ばかりということではなく、なるべく、絞れるものは、これから先ですよ、なるべく絞っていくような体制にきつとなっていくのかなという思いもあって、今回この質問させて頂きましたので、よろしくお願いします。

それでは次に、教育長に2点お伺い致します。

始めに、学校教育の充実の中から、特別支援教育について、お伺い致します。

障がいのある幼児児童生徒の教育は、これまで子供たちが自立し、社会参加する資質を培うため、一人一人の障がいの種類や程度に応じて、支援員のもと、きめ細やかな教育が行われてきております。

この特殊教育については、近年の社会の変化や障がいの重度・重複化、多様化等を踏まえ推進されてきております。

平成19年4月から、特別支援教育へ制度の転換が行われ9年が経過しましたが、在籍する児童生徒は増加傾向にあり、通常学級において指導を受けている生徒も、平成5年度の制度開始以降、増加してきているようであります。

執行方針にありますように、早期発見・早期対応が子供たちの未来と成長に大きな関わりを持つわけでありますから、これらの対応をお願いするとともに、奈井江町で実施して頂いている5歳児健康相談等の結果も参考にしながら、連携に努めて頂きたいと思っております。

執行方針で、特別支援教育の中に、就学前、小学校、中学校、各段階の移行期における円滑な引継ぎとなるよう、個別の支援計画の活用とありますが、具体的にどのような内容なのか、お伺い致します。

●議長

(14時22分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、笹木議員よりご質問のございました、個別の支援計画の活用について、ご答弁申し上げたいと思っております。

将来の個別の支援計画とするため、本町では、本年度、教育委員会、子育て支援係、認定こども園、保健師、学校とで、検討協議を重ねまして、「なえっこ 伸び～る手帳 ウィズ 母子手帳」を、新たに作成することと致しました。

この手帳には、子供の成長記録、予防接種、感染症、疾病状況、食物・薬のアレルギー記録はもちろんのこと、療育手帳や身障手帳の交付時の判定内容や福祉サービスの利用状況など、将来にわたって支援を受ける上での記録ファイルと致したいというものでございます。

また、学校では、教育支援計画を作成を致しまして、特別の支援を必要とする児童生

徒に教育指導を行っておりますが、来年度より、保護者に対し、その写しもお渡しをさせて頂いて、このファイルに保管をして頂きたいというふうに考えております。

新年度より、新生児期・乳幼児期の就学前のお子さん全員に配布をさせて頂きたいと考えておりますし、就学後のお子さんには、支援を必要とするお子さんと、それから希望をされる方に、それぞれ配布をさせて頂く予定としております。

認定こども園・小中学校では、それぞれ必要に応じて、児童生徒の情報交換、または引き継ぎは行っているところでございますけれども、この記録ファイルを保護者に保管をして頂くことによって、認定こども園から小学校、小学校から中学校等々の移行期における引き継ぎを更にスムーズに行っていきたいと考えてございます。

今後とも、子供たちの健やかな成長のために、家庭と認定こども園・幼稚園・学校・関係機関等が一緒になりまして、見守り支えていきたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(1 4 時 2 5 分)

7 番笹木議員。

●7 番

只今、教育長に答弁を頂きました。

町独自の「伸び～る手帳」、今回のこの質問にあたり、私も見せて頂いたところではありますが、大変素晴らしいもので、この記録ファイルが、産まれる前からずっと記録をされていて、本当にそれこそ各段階、段階で、前の状況がしっかりその子の特徴が分かるという部分では、素晴らしいなと思いました。

小学校、中学校、就学時にあつては、またそれも本当にその子の記録が様々な形で残るわけですから、この伸び～る手帳を、要するにきっかけに、ある意味、早期発見、早期対応に、これも繋がっていくことがあるんだなというふうに思いながら、見せて頂きました。

これは、全員に配布、とりあえずするということですので、ただ、お母さんたちがしっかりそこに注意と、自分の子供に対する思いもそうですけれども、活用とそこら辺、どのように、お母さんたちに認識を持って頂くかということでは、教育長、所見的なもののありますか。

それと、この手帳を見た時に思ったんですけど、以前に、町長から、町で実施している5歳児健康相談の結果を町長から答弁頂いたことがあります。

ある意味、予想以上に深刻な状況が結果として出てきておりますので、本当にここら辺も認識しつつ、手帳の活用ですね。

ですから、お母さん方が、認識を深めるために何か方策というか、お考えがあったら伺いたいと思います。

●議長

(1 4 時 2 7 分)

教育長。

●教育長

この手帳につきましては、今、答弁のと通りの目的で作成をさせて頂きたいと思いますが、ただこの手帳だけお持ちになってもなんらのものではございませんので、それこそ、保護者が、データ、それから情報の蓄積を持って、で、将来、俗に言えば、大人になっても使える、俗にいう支援計画としなければならないというふうに思っておりますので、あらゆる場で、私ども教育委員会もそうですけれども、保健師、それから認定こども園、小中の担任、それぞれ、保護者にそういったことを喚起をしていきまして、そのように保護者にお願いを申し上げたいというふうに考えて、今後もさせて頂きたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(1 4 時 2 8 分)

7 番笹木議員。

●7 番

折角素晴らしい伸び～る手帳が出来上がったわけですから、今ほど教育長の答弁にもありましたように、本当に良い形で利用、活用して頂けるように、今後、周知も含めてお願いしたいと思います。

それでは、次に、生涯学習活動の推進について、お伺い致します。

施設の適切な維持管理を図るとして、社会教育センターの耐震診断、公民館の多目的使用の検討とあります。

今議会で提出された、公共施設等総合管理計画中間報告書の中で、公民館においては、築年数 3 7 年、耐用年数の 4 分の 3 を超え、改修の検討が必要な施設とあります。

また、公民館は、図書館との併設や調理実習室など、町民の利用があり必要な施設ではありますが、今後の人口減少や、利用者の高齢化、特に施設までの距離の問題等を考えた時、耐震診断結果に対しての改修費用と合わせて、今後の集約化や複合化の検討も、大変難しい課題であると思いますが、教育長のお考えをお伺い致します。

●議長

(1 4 時 2 9 分)

教育長。

●教育長

只今のご質問ございました社会教育センターの耐震診断と公民館の多目的使用等々について、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、社会教育センターは、公民館、図書館、郷土館の複合施設ということで、昭和 5 4 年から昭和 5 6 年にかけてまして建設をし、その年数から、だいぶ経っておりますので、耐震診断が必要な建物というふうになっております。

今回の総合管理計画の策定にあたりまして、存続という評価検討がなされたところ

でございますけれども、今後行います耐震診断等に基づく、大規模改修等の費用対効果も、改めて検証をさせて頂きながら、最終的に存続の可否も含めまして判断をさせて頂きたいというふうに考えてございます。

また、公民館の有効活用として、多目的使用を検討し、施設の複合化を図るということも選択肢の1つというふうにも考えてございます。

その1つと致しましては、町内にございます児童館も老朽化が進んでいるということから、公民館に移転してはどうかという案もございます。

いずれに致しましても、今後、町民の皆さんとご相談を申し上げ頂きながら、社会教育センターのあり方について、検討して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いを申し上げます

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(14時31分)

7番笹木議員。

●7番

教育センターの耐震診断ですけれども、いずれにしてもその耐震診断の結果が出ないと前に進まないという状況かと思うんですね。

先ほど、三浦議員からも質問がありましたけれども、児童館の集約のために公民館はどうか、今、教育長の答弁にもありました。

利用頻度が、頻度とかまた人数が多くなればなるほど、安心安全な施設にしていかなければならないのではないかと考えているんです。

ここで、耐震診断が出て、結果的に建物自体がすごく大きいですから、本当に耐震後、万全な状態にするとなったら、これも大変なことになると思うんですね。

費用的にね。

費用対効果ですか、これがすごく大きな課題というか、そこにもなってくるのかなと思うんです。

町民の皆さんは、今、奈井江町全体にある、既存の公共施設、どれもやっぱりなくなってほしくないですよ、現実。

なくなること、もろ手を挙げて賛成する方は本当に少ないんじゃないかと思うんです。

ただ、いえば、その費用対効果も含めて、難しいですね。

難しい問題かと思うんですけれども、集約化、複合化、教育長、どうなんでしょうか、これ、耐震診断が出て、その後、ここら辺の部分を、検討して決めていくということで理解してよろしいんでしょうか。

●議長

(14時33分)

教育長。

●教育長

ある意味、費用対効果等々の考え方になるかと思うんですけれども、まずは、現状の建物を見させて頂いて、そして、耐震診断、今後予定をさせて頂いておりますけれども、それと合わせまして、やっぱり年数が経ってございますので、相当、老朽化も進んでいるということから、改修費等々も当然考えなければならないということで、私の考え方といいますか、今思うところは、まずは、今の建物の状況で費用等々を判断する、そこで、どう判断するかというのが一つ出てくるというふうに思っておりますし、続いて、例えばその複合化、集約化については、それらにも当然費用は掛かりますし、次の段階と致しましては、その費用とそれからそれを行ったことによりますメリット、デメリット、これを判断をしていくことになろうかなというふうに思っております。

ただ、いずれに致しましても、まず、改修をしたということになれば、当然、長年に渡ってまた町民にお使い頂く施設になりますので、当然、先ほど申し上げましたとおり、十分町民の皆さんと相談を致しながら、検討をさせて頂きたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長

(1 4 時 3 5 分)

7 番 笹木 議員。

●7 番

教育長から答弁を頂きました。

今回は、教育行政執行方針の中に教育センターの耐震診断、また集約化、複合化という部分がありましたし、本議会には、公共施設等総合管理計画中間報告というのでも出されました。

それで、今、同じことを教育長に、先ほど申しましたけれども、町民の皆さんはやっぱりある施設、全部ね、そのまま残して欲しいというのが、大方の思いがあるかと思うんですけれども、今言った建物一つ一つのメリット、デメリット、費用対効果、様々考えた時に、やっぱりこれ本当に決断しなくちゃいけない時も、管理費等々も考えてですよ、例えば耐震がだめなら耐震も直さなくちゃいけない、中がだめなら、改修もしなくちゃいけない、様々なこと考えた時に、ある程度一定の決断をしなくちゃいけない、公共施設奈井江町全体の公共施設に対して、決断をしなければいけない時がそんなに遠くない時に来るのかなという思いもありまして、このところ、通告してないんですけれども、町長に所感を伺えたらありがたいんですが。

●議長

(1 4 時 3 6 分)

町長。

●町長

今、笹木議員がおっしゃったとおりです。

今、教育長も答弁しておりますから、デメリット、メリットということを考えまして、

公共施設を総合的にやっぱり考えていかなければならないということもこれまた事実でございますし、合わせて、費用対効果も、それぞれ考えていかなければいけませんし、住民のニーズを無視してやるわけにはいきませんから、そういったことも含めながら、総合的に考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

7 番笹木議員。

●7 番

すみません、今ほど町長からも答弁を頂きました。

とにかく、最善の方向性で、しっかりまた協議を進めて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

質問を終わります。

●議長

以上で、総括質問を終わります。

(1 4 時 3 7 分)

閉会

●議長

おはかりします。

議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月12日から17日までの6日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月12日から17日までの6日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これで散会と致します。

なお、18日は、午前10時00分より会議を再開致します。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

(1 4 時 3 8 分)

平成28年第1回奈井江町議会定例会

平成28年3月18日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 議案第15号 奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例

議案第16号 奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例等
の一部を改正する条例

議案第21号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

議案第 8号 奈井江町一般会計予算について

議案第 9号 平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第10号 平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第11号 平成28年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第12号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

議案第13号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について

議案第14号 平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について

第 3 議案第25号 平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）

第 4 議案第17号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に伴
う関係条例の整理に関する条例

第 5 議案第18号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 6 議案第19号 奈井江町行政不服審査会設置条例

第 7 議案第20号 奈井江町行政不服審査関係手数料条例

第 8 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町米穀乾燥調
製貯蔵施設、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫）

第 9 議案第24号 副町長の選任について

第10 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について

第11 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について

第12 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○ 出席議員（9名）

1番 大 関 光 敏

2番 竹 森 毅

3番 遠 藤 共 子

4番 石 川 正 人

5番 三 浦 きみ子

6番 森 岡 新 二

7番 笹 木 利 津子

8番 大 矢 雅 史

9番 森 山 務

○ 欠席議員（０人）

○ 地方自治法第１２１条により出席した者の氏名（１６名）

町	長	北	良	治
副	町	三	本	英
教	育	萬		博
会	計	篠	田	茂
管	理	者		美
ふ	る	碓	井	直
さ	と	相	澤	樹
振	興			公
参	事	小	澤	克
ま	ち	馬	場	和
づ	く			浩
り	課	横	山	
長				誠
く	ら	石	塚	俊
し	と	大	津	一
財	務	小	澤	敏
課	長	表		久
長		山	崎	静
お	も	秋	葉	秀
い	や	中	野	祐
り	課			二
長				
ふ	る			
さ	と			
創	生			
課	長			
ま	ち			
な	み			
課	長			
健	康			
ふ	れ			
あ	い			
課	長			
や	す			
ら	ぎ			
の	家			
施	設			
長				
教	育			
次	長			
く	ら			
し	と			
財	務			
課	長			
補	佐			
代	表			
監	査			
委	員			

○欠席した者の氏名（０名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
庶	務	主	幹			栗	山	ひろみ

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第 1 回定例会最終日となりますが、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、2 番竹森議員、3 番遠藤議員を指名します。

3 月 11 日総括質問の訂正

●議長

審議の前に、三浦議員より、11 日の本会議における総括質問において、一部訂正をしたい旨、申し出がありましたので、発言を許可致します。

5 番三浦議員。

●5 番

3 月 11 日に行いました総括質問の中で不適切な表現がありましたので、訂正致します。

町長への 4 つ目の質問の「喫煙や受動喫煙の有害性の啓蒙について」の中で、喫煙による害を知っていて吸う方は自由だが、きちんと健康被害を知らされない中で、吸い続けている方はむしろ被害者だという意味で、「犯罪被害者」という表現をしましたが、喫煙自体が犯罪行為のように誤解されかねない表現でありましたことから、「犯罪被害者」の部分を「健康被害者」と訂正致します。

以後、より適切な表現に心がけたいと思います。

●議長

三浦議員の総括質問における「犯罪被害者」の部分を「健康被害者」に訂正することについて、会議規則第 62 条の規定により、議長において発言の訂正を許可します。

●議長

日程第２

日程第１５

議案第１５号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」

議案第１６号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例等の一部を改正する条例」

議案第２１号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第８号「平成２８年度奈井江町一般会計予算について」

議案第９号「平成２８年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第１０号「平成２８年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第１１号「平成２８年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第１２号「平成２８年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第１３号「平成２８年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第１４号「平成２８年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、１０の議案を一括議題とします。

１０の議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書) 朗読

●議長

(１ ０ 時 ０ ７ 分)

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、８番大矢議員。

(８ 番 登壇)

●８番

平成２８年度予算審査特別委員会の報告を致します。

去る、３月７日の平成２８年第１回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案３件、予算議案７件の審査を行うため、３月１４、１５日の２日間にわたり、特別委員会を開催し慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、全１０議案につきましては、いずれも原案通り全会

一致をもって可決されました。

予算審査特別委員会で付されました意見要望をご報告致します。

総体的に申し上げますと、少子高齢化、人口減少が進み、地域経済や暮らしに様々な影響が予想されます。

地方を取り巻く環境は厳しい状況にあります、町の発展のため第6期まちづくり計画を基に、各計画が着実に推進されるよう期待するところであります。

平成28年度においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略が本格的にスタートする重要な年となります。

移住・定住の推進、奈井江版CCRC構想に位置づけられている、サービス付き高齢者向け住宅の開設に向け、本町の特徴を活かし地域が一体となった施策の総合的な展開、予算編成の工夫に対し、心より敬意を表するものであります。

それでは、主だった会計の意見要望を申し上げます。

「一般会計」では、1点目として「移住・定住」についてであります。

昨年大幅に充実した総合的な定住対策により、転出者よりも転入者が上回ったことは、大変喜ばしいところであります。

お試し移住トライないえ事業、町所有の土地・家屋の活用などにより、新たな人の流れができ、更なる移住・定住の推進が図られるよう努力願いたい。

2点目として、「高齢者支援」についてであります。

エンディングノートについては、老後の不安解消や円滑な支援に繋がるもので、地域で安心して暮らすためにも、広く活用されるよう望むものであります。

新たに設置する認知症初期集中支援チームについては、本人やその家族への支援を包括的、集中的に行い、的確にサポートできる体制づくりと保健センター等の関係機関と連携を図りながら、より一層認知症への対策強化に努めていただきたい。

3点目として、「防災」についてであります。

近年の大震災等を経て、大きな災害に備え、安全・安心なまちづくりを進めることは、町民にとっても、町政にとっても重要なことであります。

奈井江中学校での避難訓練、考える防災訓練の実施は、危機意識を高め、地域防災力の向上に大きく役立つものであります。

引き続き、地域と一体となり災害に強いまちづくりに努めていただきたい。

4点目として、「教育の充実」についてであります。

子どもたちの確かな学力の育みを支援するため、きめ細やかな教育施策の充実に取り組まれていることは、大変評価するところであります。

新たな放課後学習指導事業は、子ども達の基礎学力の定着、学習習慣の定着に繋がるものとして期待するものであります。

5点目として、「教育施設の整備」についてであります。

奈井江小学校グラウンド改修工事、体育館トレーニング機器更新において、子ども達や町民が安心して利用できるよう、整備の早期実施に向け努力願いたい。

次に、「病院事業、老人保健施設事業、老人総合福祉施設事業」の3会計についてであります。

地域の安定した医療や利用者ニーズに適した施設運営に努力されていることに敬意を表するところであります。

当町の医療・福祉施設は、患者数や利用者の減少に加え診療報酬等の改定など、依然として非常に厳しい経営環境にあり、一般会計の負担増も懸念されているところです。

この中で、地元開業医、近隣病院との連携による継続した診療体制や病院の役割を明確にしながら、健寿苑・やすらぎの家と共に、検討が進められているサービス付き高齢者向け住宅を含めた施設間の連携を高め、先に示された病院経営健全化中期計画などを基に、民間との連携も視野に更なる経営の健全化に努めていただきたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審査の概要であります。

委員会審査において、出された意見要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたい。

以上、予算審査特別委員会報告と致します。

議案第 15 号の討論・採決

(10時09分)

●議長

議案第 15 号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 15 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 16 号の討論・採決

(10時10分)

●議長

議案第 16 号「奈井江町立国民健康保険病院一部負担金及び使用料等徴収条例等の一

部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論・採決

(10時10分)

●議長

議案第21号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 8 号の討論・採決

(1 0 時 1 1 分)

●議長

議案第 8 号「平成 2 8 年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 9 号の討論・採決

(1 0 時 1 1 分)

●議長

議案第 9 号「平成 2 8 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１０号の討論・採決

(１０時１２分)

●議長

議案第１０号「平成２８年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１１号の討論・採決

(１０時１２分)

●議長

議案第１１号「平成２８年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 2 号の討論・採決

(1 0 時 1 3 分)

●議長

議案第 1 2 号「平成 2 8 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 3 号の討論・採決

(1 0 時 1 3 分)

●議長

議案第 1 3 号「平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 4 号の討論・採決

(1 0 時 1 4 分)

●議長

議案第 1 4 号「平成 2 8 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 2 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 1 4 分)

●議長

日程第 3、議案第 2 5 号「平成 2 7 年度奈井江町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

定例会最終日の出席、ご苦労さまです。

議案書 165 頁をお開き下さい。

追加で配布しております、議案第 25 号「平成 27 年度奈井江町一般会計補正予算（第 7 号）」

平成 27 年度奈井江町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 018 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 7, 373 万 2 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 18 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、15 款道支出金 900 万円を追加し 4 億 5, 637 万 6 千円、18 款繰入金 11 万 8 千 3 百円を追加し 1 億 9, 232 万 9 千円、歳入合計 1, 018 万 3 千円を追加し 49 億 7, 373 万 2 千円。

歳出、8 款土木費 1, 018 万 3 千円を追加し 6 億 1, 786 万 8 千円、歳出合計 1, 018 万 3 千円を追加し 49 億 7, 373 万 2 千円。

補正予算第 7 号の概要について申し上げます。

今回の補正につきましては、道道及び公営住宅の除雪業務費用の追加をするものであります。

歳出から説明致しますので、168 頁をお開き下さい。

土木費の道路橋梁費の道路維持費では、除排雪に要する経費で奈井江浦臼線他、4 路線の除雪業務委託料 900 万円を追加計上。

住宅費の住宅管理費では、公営住宅の除雪業務に係る作業人夫賃、重機等借り上げ料合わせまして 11 万 8 千 3 百円を追加計上致しております。

次に歳入についてご説明を申し上げます。

167 頁に戻って頂きまして、道支出金では、道道の除雪業務に係る費用 900 万円を道からの委託金として追加計上致しております。

なお、以上における歳入歳出の差 11 万 8 千 3 百円につきましては、財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第25号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました

日程第4 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第4、議案第17号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO2の144頁をお開き下さい。

議案第17号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、地方公務員法及び、行政不服審査法の改正に伴い、関連する規定の整理を行うために、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

概要について担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

定例会出席大変、お疲さまです。

それでは、私の方から、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明をさせていただきます。

議案書の144頁をご覧ください。

本条例につきましては、地方公務員法等の改正により、町の5条例の一部改正を行うものでありまして、「奈井江町職員の給与に関する条例」については、従前、規則で定めておりました給料表を条例において制定するものであります。

146頁をご覧ください。

「職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例」については、人事評価制度の導入等々に伴い、降格等の事由について定めております。

147頁をご覧ください。

下段になりますが、「職員等の旅費に関する条例」「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」については、地方公務員法の条文の移動に伴う改正を行っております。

148頁をご覧ください。

「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」については、任命権者が報告しなければならない事項に、職員の人事評価の状況、職員の退職管理の状況について追加を行うものでありますが、具体的には、町のホームページ、広報等々を通じて、公表を行うという取扱いになろうかと存じます。

なお附則において、4月1日を施行日としてございます。

以上、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明申し上げました。

よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番森岡議員。

●6番

只今、提案と説明ありました議案第17号ですけれども、新たに人事評価の制度がスタートするというようなことで、これは職員の皆さんにとっては非常に重要なことなんだろうなという思いがしております。

それで、もちろんこの評価すること自体は、する方もそうですけれども、される方もお互いに共通認識を持って公正にされることが必要なんだろうというように思っております。

それで、予算委員会の中で、今回これに向けての予算ということで、質疑をさせていただきますけれども、制度設計と評価表の作成、それから研修ということについて、委員会の中で答弁を頂いておりますが、多分見識を深めるための研修をされるんだろうということを思っておりますけれども、その研修の内容について説明頂きたいということと、この制度自体、奈井江町として、どういう手法をもって行っていくかという概要について説明を頂きたいと思います。

以上。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

森岡議員の質問に対してご答弁致します。

人事評価制度のまず概要ということで説明をさせていただきますが、奈井江町においては、1年または半年サイクルということで、職員が発揮した能力、挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価ということでしていきたいというふうに考えてございます。

この評価は、任用や給料、分限、その他人事管理の基礎となるものでございますが、一方で奈井江町においては、職員の職業に対する意欲、いわゆるモチベーションの向上ですとか、スキルアップのため、職員1人1人が自身の足らざるところを把握し、職員自らが学習するためのツールとなるような制度活用 of の思想を持って運用をして参りたいと考えているところです。

具体的には期首に職員1人1人が目標設定を行いまして、期末にその結果について上司が判断をしていくということになります。

また、目標設定や評価の際には必ず上司と面談をし、決定をしていくことになります。

面談評価をするのは、管理職を中心とする職員それと副町長、教育長ということになり、評価は2次まで行いまして、最終的に町長が決定をするということになっております。

なお、制度設計や評価表の作成に加えて、評価者、被評価者研修を実施して、より良い評価制度の運用に努めていきたいというふうに考えてございますが、研修の内容については、評価の仕方が3つの分野に分かれておりまして、業績、姿勢、能力ということの3種類の評価表をもって、目標を立てたり、評価をしていきたいという考え方でございます。

以上、概略について説明をさせていただきました。

よろしくお願い致します。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第 17 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 18 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 25 分)

●議長

日程第 5、議案第 18 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 149 頁をお開き下さい。
議案第 18 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」
平成 28 年 3 月 7 日提出、奈井江町長。
本条例につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する町の 6 条例の一部改正を行おうとするものであります。
概要について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」ということで概要について説明をさせていただきます。

本条例につきましては、行政不服審査法の施行に伴いまして、町の6条例の一部改正を行うものでございます。

149頁をご覧ください。

「固定資産評価審査委員会条例」については、行政不服審査法の改正に伴う文言の改正と共に、第6条第2項においては、電子申請による弁明についても、弁明書が提出されたものとみなすとしたほか、第10条においては、書類の複写手数料を行政不服審査関係手数料と同額とすると共に、11条においては減免規定を設けているところでございます。

次の頁にわたりまして、第13条では、委員会が作成する決定書に記載する内容について、主文や理由等を記載する旨を明記してございます。

「町税条例」につきましては、法改正に伴う文言の修正であります。

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例」については、行政不服審査会委員の報酬を日額14,100円に定めたところでございます。

「行政手続条例」及び、151頁にわたる「公文書公開条例」、「個人情報保護条例」については、主に法改正に伴う文言の修正をしているところでございます。

なお、附則において、施行日を4月1日とすると共に、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時29分)

●議長

日程第6、議案第19号「奈井江町行政不服審査会設置条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書153頁をお開き下さい。

議案第19号「奈井江町行政不服審査会設置条例」

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、行政不服審査法の全部改正に基づいて、不服審査が行われた際に執行機関の付属機関として第三者機関に諮問し、意見を聞くことになっているため、有識者で構成する審査会を置くために制定するものであります。

第2条において、この審査会は、常設ではなく、不服申し立てが行われた際に設置され、調査、審議が終了した際に廃止されるものとしております。

第3条においては、審査会は識見を有するもの、例えば、弁護士、税理士、行政書士、自治体OB等でありますけれども、これらの中から3名以内をもって組織するものとしております。

また、第7条においては、審査会の会議は非公開とする旨を謳っております。

附則において、施行日を4月1日としております。

以上、奈井江町行政不服審査会設置条例について説明致しましたので、よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第7、議案第20号「奈井江町行政不服審査関係手数料条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

155頁をお開き下さい。

議案第20号「奈井江町行政不服審査関係手数料条例」

平成28年3月7提出、奈井江町長。

本条例につきましては、行政不服申し立てにあたり、審査に係る書類の写しの交付の際にかかる手数料について、別表のとおり制定するものであります。

また、経済的に困窮されている者、例えば生活保護受給者でありますとか、災害の被災者等については、その上限を2,000円と定めております。

なお、附則において、施行日を4月1日としております。

以上、行政不服審査関係手数料条例について説明致しましたので、よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時33分)

●議長

日程第8、議案第22号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書161頁をお開き下さい。

議案第22号「公の施設に係る指定管理者の指定について」

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、奈井江町長。

記と致しまして、指定管理者の名称は、新砂川農業協同組合であります。

管理を行わせる施設の名称及び所在地であります。所在地につきましては、奈井江町字茶志内732番地の3で、共通しております。

1つに、奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設、もう1つは、奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫であります。

管理を行わせる期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

管理業務の範囲と致しましては、米穀の乾燥、調製、貯蔵及び出荷に関する業務、前号により生じたもみ殻の処理に関する処理、利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務、上記業務に付随する業務の以上5項目でありますし、利用料金に関する事項と致しましては、奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設等設置条例第6条第1項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものであります。

以上、説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第9、議案第24号「副町長の選任について」を議題とします。
暫時休憩します。

(休憩) (まちづくり課長 退席)

●議長

会議を再開します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。
議会最終日、ご苦労さまでございます。
それでは、副町長の選任について、申し述べさせていただきますが、奈井江町副町長、三本英司氏が、平成28年3月31日をもって、任期満了となりますので、相澤公氏を選任致したく、地方自治法162条の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。
平成28年3月7日提出、奈井江町長。
なお、履歴については、164頁に載っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定頂きたいと思っております。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第２４号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩致します。

（休憩）（まちづくり課長 入室）

●議長

休憩中ではありますが、新副町長になられる、相澤まちづくり課長よりご挨拶を頂きたいと思います。

（新副町長 挨拶）

日程第１０ 調査第１号の上程・付託

（１０時４０分）

●議長

会議を再開します。

日程第１０、調査第１号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

（調査第１号）朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第 1 1 調査第 2 号の上程・付託

(1 0 時 4 1 分)

●議長

日程第 1 1、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第 2 号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 1 2 調査第 3 号の上程・説明・付託

(1 0 時 4 2 分)

●議長

日程第 1 2、調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第 3 号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

平成28年奈井江町議会第1回定例会を閉会致します。

大変ご苦労さまでした。

(1 1 時 4 4 分)

